

## 令和3年度 砂川市における協働に関わる事業(活動)及び評価一覧

※ 分野 = まちづくりの分野 1【医療・保健・福祉】2【生活環境・防災】3【教育・文化・スポーツ】4【産業振興】5【都市基盤】6【市民参画・コミュニティ・行政運営】

※ 形態 = 協働の形態 1【共催】2【後援】3【実行委員会、運営協議会】4【委員会、審議会、協議会】5【懇話会、懇談会等】6【情報・意見交換】7【補助、助成】8【委託】9【指定管理者制度】10【協力、連携】

※ 評価項目

- ① 準備段階において相手の意見や要望を聞くことができましたか
- ② 事業の計画・進捗・結果についてホームページや広報等を通じて市民に発信することができましたか
- ③ 単独で実施するより、効果的・効率的な事業展開ができましたか
- ④ 事業実施後に事業継続に向けた相手方の意見を聞くことができましたか

※ 評点 5【十分できた】4【まあまあできた】3【どちらともいえない】2【あまりできなかった】1【全くできなかった】—【評価が不適当】

※ 双方 = 双方評価を行った事業

No.	事業(活動)の名称	担当部署	分野 形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間	協働事業の成果	協働事業の検討課題	評 点				
										①	②	③	④	双方
1	すながわ出会い創出支援協議会	政策調整課 企画調整係	1 4	砂川市農業委員会、砂川商工会議所青年部、砂川地区連合会、砂川市立病院交友会、(一社)砂川青年会議所、JA空知青年部連合会、砂川市役所職員福利厚生会、新砂川農業協同組合	独身男女の出会いの場を創出する団体を支援することで、砂川市内への定住促進や結婚対策を推進している。具体的には以下の3つの取り組みを行っている。 (1) 出会い創出支援事業 (2) 関係団体などが実施する婚活事業の支援 (3) その他出会い創出支援に関すること		平成 27年度～	新型コロナウイルス感染症の影響で、協議会が開催できなかったほか、事業自体不特定多数の集合や対面につながる事業であり、感染リスクが高いことから実施につながらなかった。	コロナ禍で協働事業を進めるにあたり、書面会議やオンラインでの事業の実施など、感染予防を図った中での協働事業の在り方を引き続き検討していく必要がある。 また、コロナ禍でオンライン化が進んだことを踏まえ、オンラインを活用した事業の実施についても引き続き検討していく必要がある。	-	-	-	-	-
2	砂川市戦没者殉職者慰霊式	社会福祉課 社会福祉係	1 3 7	砂川市社会福祉協議会、砂川市町内連合会	戦争中に亡くなられた方々の慰霊を行い、この悲しい出来事を忘れないために、また、後世に語り継ぎ、次世代への平和を誓うために、市、社会福祉協議会、町内会連合会の三者合同で実行委員会を組織し開催している。		昭和 37年度～	今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により規模縮小での開催となったが、戦没者・殉職者慰霊式の開催に係る経費の補助及び市ホームページにおける情報発信により、事業の目的を達成することができた。	遺族の高齢化により年々出席者が減少していることから、平成29年度から一般参加者の出席も可能とし、平成30年度からはパネル展を実施するなど対策を講じているが、参列者の増加には至っていない。新型コロナウイルス感染症収束の目途が立っていない状況ではあるが、今後も実行委員会である社会福祉協議会、町内会連合会及び会員への周知に協力をいただいている砂川市遺族会との連携を強化し、より多くの市民に参加していただけるような手法について検討が必要と考える。	4	4	5	4	-
3	福祉団体研修活動	社会福祉課 社会福祉係 子育て支援係	1 3	砂川市身体障害者福祉協会	福祉団体の研修に係る費用等(バス代等)を補助することにより、団体の運営に係る経費の削減を図り、活動を促進させる。		昭和 49年度～	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修事業の実施は砂川市身体障害者福祉協会の1団体のみであったことから、今年度については上記の評価となった。	今後は市が財政支援したことによる事業の成果(活動の促進)や改善策をお互いに検討していく必要があると考える。	4	-	4	4	-
4	保護司会活動	社会福祉課 社会福祉係	1 7	砂川地区保護司会砂川分区	保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動を支援することにより、犯罪行為の再発を防止するため、保護司会運営に係る経費の一部を補助する。			保護司会運営に係る経費の一部を補助することにより、保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動の支援につながり、犯罪行為の再発防止に寄与した。	保護司の成り手不足は深刻であることから、引き続き補助金交付、人材の情報提供により協働を図っていくとともに、毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」に合せ、保護司会活動の情報発信を行っていく必要がある。	4	2	5	4	-
5	障害者の自発的活動支援事業	社会福祉課 社会福祉係	1 7	ピアサポートセンターてくてく	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。		平成 26年度～	新型コロナウイルス感染症の影響により、団体の活動に若干の制限はあったものの、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することで、共生社会の実現への意識醸成が図られた。	平成26年度から継続して補助を行っている「ピアサポートセンターてくてく」については、年1回会報を発行しているが多くの市民の目に触れる機会がないため、市ホームページでの活動紹介など、会員確保等の支援を行っていく必要がある。また、趣旨に合った活動を行う新たな団体が他にも現れることも望まれるところであり、関係機関との情報交換に努める。	4	2	4	4	-
6	障害者への理解促進研修・啓発事業	社会福祉課 社会福祉係	1 8	社会福祉法人くるみ会	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的に、地域住民への障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を法人に委託し実施する。		平成 26年度～	市から砂川市交通安全推進委員会への交付金は、同委員会の主財源であり同委員会の活動に大きく寄与することができた。 また、市は同委員会の事務局であり、構成団体の協力・参加を得て交通安全運動・行事を実施するなど、良好な関係で協働事業を展開することができた。	砂川市交通安全推進委員会が実施する事業について、引き続き構成団体からの意見を聴き、事業の工夫・改善に努めていく。 今後も、平成27年12月に施行された飲酒運転撲滅条例に基づき、構成団体と協働による効果的な飲酒運転撲滅運動に取り組んでいく必要がある。	4	4	-	5	-

7	ひまわり保育園除雪管理	社会福祉課 子ども保育係	1	8	南地区コミュニティセンター運営委員会	ひまわり保育園が南地区コミュニティセンターに併設していることから、当該施設の指定管理者である南地区コミュニティセンター運営委員会に、冬期間における玄関前、非常口等の除雪管理を委託している。		平成 17年度～	除雪管理を委託することで、併設するコミュニティセンターと一体的な作業が可能となり、効率的に行えた。	降雪量の増加や登園前には除雪を完了させる必要があるなど重労働であり、地域の高齢化等もある中、除雪ができる人材に限られているとのこと。なり手不足により、将来的には支障が出る事が予想される。	5	3	5	5	○
8	空知太学童保育所運営	社会福祉課 子ども保育係	1	8	空っ子クラブ父母の会	保護者の就労等により保育が必要な小学生に対して、遊びの場や生活の場を提供するとともに、保護者に代わって指導員が保育することにより、児童の安全と健全な育成を図る。 市内には5箇所の学童保育所があり、空知太学童保育所については、地域住民で組織する父母の会に運営を委託している。		平成 16年度～	学校区に学童保育所を設置したいという住民の意向により、平成16年度から住民が自主運営を行なっている。一定程度の委託料と住民の自主努力で保育料負担も抑えながら、地域住民や保護者の関わりも厚く、工夫した運営が行われている。	市での学童保育料の新たな減免制度導入や保育料減額は、空知太学童保育所でも同様に行われ、これに伴い、保育料歳入が減額となる分の補填金算定等の事務が増加、複雑化している。都度連携を図りながら、誤りの無いよう執り進める必要がある。	5	3	5	5	○
9	ファミリーサポートセンター事業	社会福祉課 子育て支援係	1	10	ファミリーサポートセンター協会会員・依頼会員	地域において育児の援助を行いたい者(協会会員)と育児の援助を受けたい者(依頼会員)による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援の環境づくりを推進している。		平成 23年度～	育児の援助を行いたい市民と、育児の援助を受けたい市民の相互援助を行う仕組みを行政がつくり、地域における子育て支援環境づくりを図っている。	利用件数は昨年度より減少し、利用者が固定化している傾向にある。会員数は微増しているが、制度の利用につながっていないため、新規利用を促進するための制度の周知が必要である。	5	2	5	5	-
10	砂川市子ども・子育て会議	社会福祉課 子育て支援係	1	4	砂川市天使幼稚園父母の会、砂川市立ひまわり保育園保護者の会、砂川市PTA連合会、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、砂川天使幼稚園、空知太学童保育所(受託団体空っ子クラブ父母の会)、砂川市民生児童委員協議会、砂川市校長会、砂川市民部社会福祉課、市民公募	子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置しているもの。子ども・子育て支援事業計画の策定及び本計画に基づき子育て支援を総合的かつ効果的に推進するため、委員である子どもの保護者及び子ども・子育て支援事業に関わる者の意見を聴取しながら、当市の子育て支援について協議及び事業評価等を実施している。		平成 25年度～	第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等に対する点検・評価を実施した。	砂川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況のみではなく、砂川市における子育て支援施策全般にわたっての協議をしていくことが必要となる。	4	2	5	5	-
11	砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会	介護福祉課 介護保険係	1	4	砂川市立病院、空知医師会砂川部会、砂川歯科医会、北海道薬剤師会北空知支部砂川部会、砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、砂川市町内会連合会、砂川市老人クラブ連合会	当協議会は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者、その他市長が必要と認める者からなる委員11人以内で構成し、高齢者が安心して生活できるための高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や進行管理等について協議を行っている。		平成 10年度～	委員の専門的な知識や経験を活かした意見や提言により、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況を含めた現状および将来に向けた高齢者施策に対する課題等の発見に繋がった。	計画に盛り込まれた各施策の展開にあたり、委員の専門的な知識や経験をより多く取り入れることができるよう、より多くの委員から意見を聴取していくことが課題である。	5	4	5	5	-
12	砂川総合福祉センター運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	砂川市社会福祉協議会	福祉関係団体の活発な活動を支援するため、福祉活動の拠点である砂川総合福祉センターの維持管理経費及び地域福祉活動の中心となる砂川市社会福祉協議会の運営費を補助する。		昭和 49年度～	福祉センターの管理経費及び社会福祉協議会の運営費を補助することにより、地域における福祉活動の拠点となっている福祉センターの円滑な管理運営が行われるとともに、社会福祉協議会の福祉施策の推進に繋がった。	両者の連携を深め、社会動向や住民ニーズに即応した施策の検討と福祉施策の役割について協議し、事業の有効性を図るため協働体制をさらに強化する必要がある。	5	4	5	5	○
13	老人クラブ運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	老人クラブ	高齢者の生きがい、健康づくり、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブの運営費及び研修旅行経費を補助する。		昭和 43年度～	老人クラブに対し運営費を補助することにより、老人クラブの活動及び事業の促進に繋がりが、高齢者の参加機会が確保されている。	コロナ禍において、クラブの解散や活動自体が減少していることは大きな課題であり、補助金の活用を含めて連合会とも協議を行っていく必要がある。	3	3	4	4	-
14	老人クラブ連合会運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	7	砂川市老人クラブ連合会	高齢者の生きがい、健康づくり、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資する活動を行っている老人クラブ連合会の運営費を補助する。		昭和 43年度～	老人クラブ連合会に運営費を補助することにより活動及び事業の促進が図られ、さらには個々の老人クラブの活性化にも繋がりが、高齢者の参加機会が確保されている。	事業終了後の成果や課題等に関する話し合いが不足しており、その機会の設定繋がりが、高齢者の参加機会が確保されている。	5	4	5	5	-
15	成年後見支援センター運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	8	砂川市社会福祉協議会	成年後見制度に係る住民や事業所等の相談や支援、市長申立に関する連携、市民後見人養成講座の開催、制度の周知啓発等を行なう本事業を成年後見制度に精通し持続可能な実施機能を有する体制を構築できる砂川市社会福祉協議会に業務委託し、成年後見制度全般を担う窓口を明確化することで、認知症高齢者等が日常生活を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境の整備を推進する。		平成29 年度～	成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や事業所等の相談や支援に関する要請など、高齢者及び障害者、その家族などから多くの相談等があり、認知症高齢者等が日常生活を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける環境の整備が推進されている。	本センターの認知度の広がりや高齢者数の増加等を踏まえ、今後はさらに相談・支援件数が増えたと推測されることから、センター機能の充実を一層図ることが必要である。	5	5	5	5	○

15	保護司会活動	社会福祉課 社会福祉係	1	7	砂川地区保護司会砂川分区	保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動を支援することにより、犯罪行為の再発を防止するため、保護司会運営に係る経費の一部を補助する。		昭和 36年度～	保護司会運営に係る経費の一部を補助することにより、保護司会の行う保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動の支援につながり、犯罪行為の再発防止に寄与した。	保護司会からの要請により保護司の成り手不足対策として、市が適任と思われる人材を把握した場合は紹介することとしているが、民生委員や保護司の成り手不足は深刻であり、なかなか適任が見つからない。令和元年度は砂川分区区員分1名が補充できたが、引き続き補助金交付、情報提供により協働を図っていく。	4	4	4	4	
16	生活支援体制整備事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	8	砂川市社会福祉協議会	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、協議体を設置し、多様なサービス主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。また、砂川市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、高齢者の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行ない、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。		平成 29年度～	生活支援コーディネーターを中心として町内会や自治会と積極的に懇談し、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、高齢者の支援ニーズを把握する業務などを行ない、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて取り組みが推進されている。	両者の連携を深め、社会動向や住民ニーズに即応した施策の検討と福祉施策の役割について協議し、事業の有効性を図るため協働体制をさらに強化する必要がある。	5	4	5	5	○
17	老人憩の家管理運営	介護福祉課 高齢者支援係	1	9	砂川市空知太老人憩の家運営委員会、砂川市石山団地町内会、砂川市北光団地町内会、砂川市南吉野町内会長連絡協議会、砂川市宮川老人憩の家運営委員会	高齢者及び地域住民の活動・交流の場となっている老人憩の家の管理運営について、地域の町内会等を指定管理者として指定し、地域住民が主体となって管理運営を行うとともに利用の促進を図っている。	※平成17年度までは管理運営委託、平成18年度より指定管理者制度へ移行	昭和 44年度～	地域の町内会等を指定管理者とすることにより、地域住民の主体的で柔軟な管理運営が図られている。	町内会等の担い手不足や施設・設備の老朽化により管理業務が難しい状況にある。施設の保全・維持等における検討を継続して行う必要がある。	5	4	5	5	-
18	高齢者情報提供事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	砂川市社会福祉協議会、町内会、自治会	65歳以上高齢者に係る住所、氏名、年齢、性別と本人が提供に同意した情報を市が一元管理し、社会福祉協議会を通じ希望する町内会・自治会へ提供することを可能とした。これにより、地域における支援が必要な高齢者の把握が容易になるとともに、効果的・効率的な見守り活動の推進が可能となる。		平成 25年度～	高齢者情報を共有することにより、町内会等に居住する高齢者の状況を把握することが可能になるとともに、関係者による効果的かつ効率的な地域での見守り活動に寄与できている。	「本人同意事項」については現在、5年を目途に更新しているが、高齢者の状態等が日々変化していくことから、町内会・自治会との協議を踏まえた中で、更新方法についても見直し、検討が必要である。	4	4	5	2	-
19	地域高齢者見守り事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	町内会、自治会、民生児童委員協議会(民生委員)	高齢者情報提供事業による65歳以上高齢者情報等を活用し、市、地域包括支援センター、町内会・自治会、民生児童委員協議会(民生委員)が連携し、地域の実情に合わせた高齢者見守り体制を構築することにより、早期に問題を発見し効果的な支援につなげる。		平成 25年度～	町内会や民生児童委員の協力の下、一人暮らしの高齢者を中心に身体、生活状況の把握等に取り組み、情報の共有化と持続的な見守り体制が構築されている。	現在、市と地域包括支援センターで共同で対象者の自宅を訪問しているが、制度立ち上げ当初より対象者が大幅に増加しているため、対象者の要件等の見直しを検討していく必要がある。	-	4	5	-	-
20	高齢者支え合いネットワーク事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	市内事業者【協力機関】滝川警察署、砂川地区広域消防組合、札幌法務局滝川支局、滝川保険所【協力団体】砂川商工会議所、砂川商店会連合会、砂川建設協会	市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常の業務の中で高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターに連絡することで、早期に問題を発見し効果的な支援につなげる。 ・協定締結事業者数(3月1日現在)135事業者 ・協力機関、協力団体 4機関、3団体		平成 25年度～	事業者が業務中に高齢者の異変に気付いた場合に通報してもらうことで、早期に問題を発見し効果的な支援に繋げることができる。	平成25年度立ち上げ以降、新規協力事業者が増加しておらず、協力事業者を募り拡大を図る必要がある。既に締結している事業所へについては、情報提供の徹底を図る意味で再周知を行い、地域包括支援センターと社会福祉協議会において、訪問している。	-	4	5	-	-
21	地域サロン活動支援事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	サロン団体	主に高齢者を対象にして、地域で自主的に運営されるサロン団体が行う地域サロン活動に対して、外部講師を派遣または会場使用料を助成し活動を支援する。		平成 27年度～	地域で自主的に運営している団体が行うサロン活動に対し、リハビリ職など外部講師の派遣や会場費の助成を行うことで、活動の継続と活性化が図られている。	介護予防の理解と事業周知の徹底を図るとともに、さらなる活動の継続・拡大を図る支援が必要がある。	3	4	5	4	○
20	サテライト地域包括支援センター事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	3	老人クラブ	地域で高齢者等が活動する場に、地域包括支援センター職員が回り、総合相談や介護・福祉に関する情報提供等を行う。		平成 25年度～	地域包括支援センターの職員が直接地域に出向き情報提供等を行うことで、地域包括支援センターの認知度の向上を図りながら、地域との連携の強化に繋げる。	新型コロナウイルスの影響により、令和3年度の実績はなかった。今後も事業の活用を推進するため、各種団体に対して事業周知を強化する必要がある。	-	4	-	-	-
22	サテライト地域包括支援センター事業	介護福祉課 高齢者支援係	1	10	老人クラブ	地域で高齢者等が活動する場に、地域包括支援センター職員が回り、総合相談や介護・福祉に関する情報提供等を行う。		平成 25年度～	地域包括支援センターの職員が直接地域に出向き情報提供等を行うことで、地域包括支援センターの認知度の向上を図りながら、地域との連携の強化に繋げる。	新型コロナウイルスの影響により、令和3年度の実績はなかった。今後も事業の活用を推進するため、各種団体に対して事業周知を強化する必要がある。	-	4	-	-	-
23	砂川市地域包括支援センター運営協議会	介護福祉課 高齢者支援係	1	4	砂川市地域包括支援センター	当協議会は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、介護保険被保険者、その他市長が必要と認める者からなる委員11名以内で構成し、地域包括支援センターの設置及び運営、地域における連携及び支援体制等について協議を行っている。委員任期は3年		平成 25年度～	地域包括支援センターの運営、地域における連携及び支援体制等について例年会議参加により議論を行っているが、コロナ禍の影響で書面会議となり、委員全体での議論ができなかったことで成果が反映しづらい状況にあった。	地域包括支援センターの事業に対し、委員の専門的な知識や経験を活かした意見が事業に反映されるよう対話を基本とした会議が今後も必要と考える。	-	3	5	4	○

24	認知症を抱える家族の交流会活動	ふれあいセンター 保健予防係	1	10	砂川市認知症を抱える家族の会、砂川市地域包括支援センター、砂川市社会福祉協議会、NPO法人中空知・地域で認知症を支える会	認知症を抱える家族が、認知症を正しく理解し、適切な対応ができること、精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に、月に1回家族交流会を主軸に活動を行っている。コロナ禍で交流場面の制限もありながら、継続し、関係団体、高齢者支援係と共に情報提供や会の運営支援と、新規ケースを家族会につなげる役割を担っている。	【令和3年度活動実績】 情報交流会(8回)、役員会(9回)、リフレッシュ交流事業(1回)、午後の茶話会(0回)、自主研修会(1回)、認知症カフェへの参加協力(4回)、高齢者支援係・包括支援センター(主催)、諸研修会への参加や団体の依頼による情報交換会等	平成 19年度～	コロナ禍で制限はあるも、行政と活動の在り方を模索し、感染対策を講じて、交流会や研修会を実施し、互いの交流を喜ぶ様子が見られた。会報配布では、参加できない賛助会員からも様子が分かる、読みやすくてよいと声が聴かれ、活動を周知することに寄与している。昨年課題としていた交流時の聞こえにくさは、マイクの活用にて解消された。	コロナ禍で交流を控える傾向や、会員の高齢化、逝去により会員の減少が見られる。認知症を理解して介護者の精神的負担の軽減、理解しあえる地域資源として発展していくためには、賛助会員等介護経験者以外の方へも交流会等に参加し、理解してもらえる場が必要だと考える。1年かけて役員会で思案し、時代に合った活動を発展していく。	5	5	5	4	○
25	食生活改善推進事業	ふれあいセンター 保健予防係	1	7 10	砂川市食生活改善協議会、町内会、砂川市市民文化祭実行委員会	市民の健康の保持増進を図るため、平成4年度から適宜食生活改善推進員養成講座を開催し、その後協議会を立ち上げ自主組織として活動を展開し今年度30周年を迎えた。保健師・栄養士も加わり市民の健康状況を伝えながら毎年の活動方針を定め、町内会や各種団体などに、調理実習や講話を通して食生活改善の普及活動を実施している。活動資金の一助として市から補助金を助成している。	【令和3年度活動状況】 ・自主研修(5回)・学習会(3回)・役員会(6回)・創立30周年記念式典・砂川市食生活改善協議会総会(1回)・自主活動(国保特定健診結果説明会時の食生活改善普及活動7月、11月の2回、料理教室1回)	平成 4年度～	昨年同様、コロナ禍の中で活動に制限がありながらも今できる事を役員会で検討して行った。広報でのレシピ紹介や、国保特定健診結果説明会時の食生活改善普及活動を実施。説明会参加者に対して、減塩の大切さについて直接説明した。	今年度初めて、国保特定健診結果説明会での食改善活動を実施した。今後この活動は継続し、若年層や高齢者に対しても江継続的な食育活動を実施する。コロナ禍の中で制限があるが、できる範囲での活動を行い、市民の健康維持の貢献を図っていく。	5	5	5	4	○
26	いきいき運動推進員派遣事業	ふれあいセンター 保健予防係	1	10	いいき運動推進員、町内会、老人クラブ、地域包括支援センター、砂川市社会福祉協議会、地域サロン、砂川市立病院	可能な限り、高齢者が地域において自立した生活が送れるよう、閉じこもり予防や運動機能の向上などを図るため、地域のリーダーとなって介護予防を推進する「いきいき運動推進員」を養成。養成講座終了後は「いきいき運動推進員」として市に登録し、各種団体から要望があれば、推進員を派遣し、介護予防に有効な運動を行ってもらう。活動場所としては、老人クラブ・町内会・サロン事業など、高齢者が集まる機会を活用し、いきいき体操の普及を図る。また、月に1回いきいき運動推進員交流会を開催し、活動の状況や方向性の確認・情報交換を行った。年に1回体操を実施するうえでのスキルアップ研修会も実施しているが、1月末から北海道蔓延防止期間となり、今年度は実施ができない状況であった。		平成 18年度～	・コロナ禍の活動であった為、感染対策を徹底しながら実施したが、緊急事態宣言や蔓延防止対策期間中は、活動休止した。再開後は、各老人クラブや町内会・サロンで感染拡大を懸念し、活動を自粛する団体も複数あったが、依頼のあった団体には運動を提供することができた。	・コロナ禍での活動は、会館の閉鎖等により継続した運動を実施する事が難しい状況である。介護やフレイル予防の為、感染対策を講じながら、継続した運動の必要性を参加者に伝え、いきいき体操DVDの利用や各サロン継続した体操が行えるよう支援していく必要がある。	5	5	5	4	○
27	砂川市立病院病院祭	市立病院 経営企画課 企画係	1	10	NPO法人ゆう、北海道砂川高校、社会福祉法人くさみ会、市立病院ボランティア、らー種さつき家、がんサロンの会	地域に根ざし、地域に愛され貢献する病院を目指し、地域の皆さんとのふれあいや市立病院に対する理解を深めていただき、より信頼され期待される病院づくりを行うため、関係機関と協力し、医療に関する展示や体験、相談等の各種コーナーを設けるなどして実施している。また、病院祭の成功を目指し、職員一同がひとつになる絆の強化を図っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止とした。		平成 23年度～	特になし。	病院祭については、多くの地域住民等が来院することから新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない状況下では、開催は難しいところである。	-	-	-	-	○
28	市立病院ボランティア活動	市立病院 地域医療連携課 地域医療連携係	1	10		より健やかに思いやりのある病院をつくるために、市民ボランティアの協力を得て、 ① ガイドボランティア:外来患者さんの受診援助、入院患者さんの案内や患者図書室の整理を行う。 ② ピアサポーター:月1回院内で開催している、がんサロンでがん患者・家族にサポートする。  ①・②のボランティアが登録・活動している。 また、入院患者さんを対象とする、市図書館の本の貸し出し補助を新たに活動内容に追加し募集しているが、現在、希望者がなく活動実績はない。	令和4年2月末現在 ガイドボランティア 11人 ピアサポーター 10人 計 21人登録	平成 16年度～	外来患者さんを中心に非常に評判が良く、喜ばれている。地域住民が安心し、身近に受診できる病院づくりに貢献している。	ガイドボランティアは、登録のみで活動中止している人数が多く、また、新たな希望者がいないため、実質、活動者が限られている。	5	4	5	5	○
29	がん市民講座	市立病院 がん相談支援センター がん診療相談支援係	1	1	空知医師会 砂川市(ふれあいセンター)、日本消化器病学会	市民向けのがん啓蒙活動として「がん市民講座」を開催している。 平成24年度(第19回)から空知医師会と、平成28年度(第29回)からは砂川市(ふれあいセンター)と共催し、運営等の連携により内容の充実を図っている。	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で開催中止となったが、令和3年度は、第35回を日本消化器病学会との共催でビデオオンデマンド配信し、参加者は547人であった(R3.9.20～11.30)。	平成 19年度～	地域住民に対して「がん」の特性や治療方法、がんとの向き合い方など、理解向上の成果があった。	新たな「がん」に対する啓蒙活動の方法をかんがえるとともに、コロナ禍での開催方法を検討し、参加者の増加に努める。	4	5	4	4	○

30	がんサロン	市立病院 がん相談支援センター がん診療相談支援係	1	10	<p>がん患者さんやその家族数名(ピアサポーター)が中心となって企画・立案を行い、病院職員が協力する形で「がんサロン」を開設している。</p> <p>「がんサロン」はピアサポーターが進行役となり、がん患者さんやその家族が、心の悩みや体験を語り合い、当院がん専門スタッフも参加し、参加者の悩みに対応している。</p> <p>がんサロンは、月1回第2水曜日に開催。</p> <p>令和2年度より、新型コロナによる病棟の面会制限が解除されるまで休止となり、令和3年度もピアサポーターと協議し、引き続き休止としている。</p> <p>ピアサポーターとは、「同じ立場の人がサポートすること」で、当院がん専門員からの研修を受けた人が、令和4年2月末現在、10人登録している。</p>	平成 24年度～	ピアサポーターの尽力があり、がん患者とその家族に対し、がんとの共生・向かい合い方など、非常に力になっている。	今年度は、コロナの影響により、がんサロンは開催できなかったが、ピアサポーターとの協議・確認は実施していく。	5	-	-	5	○	
31	認知症疾患医療協議会	市立病院 認知症疾患医療センター 地域生活支援係	1	10	<p>深川市認知症ケア研究会、岩見沢市認知症ケア研究会、砂川市、滝川・岩見沢、深川保健所、NPO法人中空知地域で認知症を支える会</p> <p>平成24年度より当院は認知症疾患医療センターとしての指定を受け、空知全域を網羅するため管内の3保健所及び包括支援センター等と地域の認知症に関する情報共有や課題等について念に2回協議している。</p>	令和 3年度～	本協議会は、当院が認知症疾患医療センター指定に伴う設置義務があり、空知管内唯一のセンターでもあることから空知を網羅する。各関係機関と年に2回開催し、管内全体の認知症に関する各地域の取り組みや課題などについてこの機会に一堂に会して情報共有するため、貴重な機会となっている。	9月と3月に開催。コロナウイルスの関係でオンライン開催している。	4	4	4	4	-	
30	砂川市高齢者 軽スポーツフェスティバル 実行委員会	介護福祉課 高齢者支援係	2	3	<p>砂川市老人クラブ連合会と砂川市により砂川市高齢者軽スポーツフェスティバル実行委員会を組織し、高齢者の健康づくりや仲間づくり、交流及び生きがいの意識高揚を図ることを目的として、砂川市高齢者軽スポーツフェスティバルを開催している。介護福祉課が事務局となっている。</p>	令和元年度の参加者は330人。 ※平成15年度までは砂川市高齢者スポーツ大会の事業名称で屋外実施していた。	平成 16年度～	砂川市老人クラブ連合会と砂川市により実行委員会を組織し協働で大会運営を行うことにより、参加者ニーズを的確に捉え円滑な事業実施をすることができ、参加した高齢者の健康づくりや仲間づくりなど、一層の交流と生きがいの意識高揚が図られた。	老人クラブ内の高齢化や加入者の減少から、今後、実行委員会組織の維持や参加者数の確保が難しくなることも予想されることから、対策等について各クラブとの協議が必要である。	5	5	5	5	○
32	砂川市認知症ケア向上推進事業	市立病院 認知症疾患医療センター 地域生活支援係	1	7	<p>NPO法人中空知・地域で認知症を支える会</p> <p>本事業は、市がNPO法人中空知・地域で認知症を支える会に委託事業として開始され、当認知症疾患医療センターの認知症医療連携協議会のメンバーでもある。相互関係から、協体制の下、認知症に関する啓発事業を行った。例年、認知症多職種事例検討会・ケアスタッフ研修会・市民健康フォーラムを開催し、本年度は11回開催し延べ1200名の専門職、地域住民が参加し認知症に関する理解を深めた。</p>	令和 3年度～	事例検討会、研修会を通して、認知症高齢者への対応の仕方、医学的知識の醸成、地域で認知症を支える仕組み、職種間の業務理解や情報共有等、複合的に学ぶ機会を提供できた。	市、道、国の施策にも注視しながら、時代に即した事業の工夫が必要だと考えます。	5	5	5	5	-	
33	認知症支援ボランティア ぼっけの後方支援	市立病院 認知症疾患医療センター 地域生活支援係	1	10	<p>砂川市、NPO法人中空知・地域で認知症を支える会、砂川市、管内地域包括センター、管内介護関連事業所、砂川市認知症家族会ひだまりの会</p> <p>砂川市、滝川市を中心として有償活動を行っており、認知症の方の傾聴、受診付添いや安否確認などを行っている。最近では活動時間、範囲共に拡大し年間約3,300時間、中空知全域で活動している。活動の依頼は、地域包括支援センター・居宅事業所のケアマネジャーからもあり、介護サービス以外の生活の隙間の支援を行っている。当センターとしては毎月の例会に出席し助言等を行っている。介護保険改正により、軽度認定者については、各自治体独自の支援方法が今後求められ、ボランティア、NPO等と共助の体制が検討される中、こうした活動に期待が寄せられている。H30年度、一般社団法人となり、今後、行政との介護予防事業等により連携が図れればと活動を継続している。</p>	令和 3年度～	老人クラブに対し運営費を補助することにより、老人クラブの活動及び事業の促進に繋がりを、高齢者の参加機会が確保されている。	コロナ禍において、老人クラブの活動自体が減少していることは大きな課題であり、今後、補助金の活用を含めて連合会とも協議を行っていく必要がある。	4	4	4	3	○	
34	冬季避難所運営訓練	市長公室課 防災対策係	2	10	<p>北地区コミュニティセンターを避難所とする4町内会、砂川市防火防災協力会、砂川市町内会連合会、滝川警察署、陸上自衛隊滝川駐屯地、(一社)滝川青年会議所、北海道危機対策課</p> <p>近年頻発する大規模自然災害での教訓を活かし、災害から命や財産を守るために必要な、自助・共助に関する知識の啓発や、住民による避難所運営のあり方、冬季の避難所生活を体験できる訓練などを実施することで防災意識の高揚を図る。 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訓練を中止した。</p>	令和 2年度～	実施なし。		-	-	-	-	-	
35	砂川地区暴力追放運動 推進協議会	市民生活課 生活交通係	2	3	<p>砂川地区暴力追放運動推進協議会は、暴力追放運動等を推進し犯罪のない地域づくりを進めるために設置された団体で、滝川警察署管轄1市3町(砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町)の運動の趣旨に賛同する機関・団体を会員として組織され、市民生活課生活交通係は事務局の一員となっている。</p> <p>主な活動は暴力を追放するための啓発であり、イベント時や集客施設での啓発活動や立て看板、ポスターなどを活用した広報活動を行っている。</p>	昭和 63年度～	砂川地区暴力追放運動推進協議会は滝川警察署が主体的な役割を担っているが、市は協議会事務局の一員として、滝川警察署や協議会役員と打合せを行いながら啓発活動等を実施し、市と協議会との相互理解や協力関係を深めることができた。	特になし。	4	-	4	4	○	

36	ものを大切にする運動 推進協議会	市民生活課 生活交通係	2	3 砂川更生保護女性会、 砂川消費者協会、砂川 手話の会、NPO法人つ むぎの家、砂川市社会 福祉協議会、砂川市町 内会連合会、砂川市衛 生組合	「ものを大切にする運動」推進協議会は、ものを大切にする 運動の推進を図ることを目的に設置された協議会で、市民 生活課が事務局となり⑤に記載の7団体で構成している。 例年、協議会の主催により、リサイクル品の販売や不用品 を再利用した作品の展示を行う「リサイクル即売会・生活 工夫展」を開催している。	令和3年度は、新型コロ ナウイルス感染拡大防止 の観点から中止した。	昭和 49年度～	「リサイクル即売会・生活工夫展」を中止 するにあたり、市と関係団体との相互理 解や協力関係を深めることができた。	リサイクル即売会や生活工夫展の開催 場所、出品数が減少傾向にあるなどの 課題について、今後も市と関係団体とが 意見交換を重ねていく必要がある。	4	4	-	4	○
----	---------------------	----------------	---	---	---	--	-------------	--	--	---	---	---	---	---

37	砂川市防犯協会	市民生活課 生活交通係	2	3 7	全86町内会	砂川市防犯協会は、防犯思想の普及を図り犯罪のない明るい郷土の建設を目的に設置された団体である。会則上は「砂川市の住民をもって組織する」とこととされているが、実質的には各町内会に設置された「支部」が活動を推進しており、市民生活課が事務局となっている。 主な活動は、地域安全運動期間中やイベント時に行う街頭啓発をはじめ、防犯旗の設置や新入学児童へのプザー寄贈などを行っている。	市の補助金は、令和3年度33千円。	昭和 33年度～	砂川市防犯協会に補助金を交付したことにより、同協会の円滑な活動に寄与することができた。 また、市は同協会の事務局として、役員と打合せを行いながら啓発活動等を実施しており、市と同協会との相互理解や協力関係を深めることができた。	各町内会の防犯活動をより活発化させるために、砂川市防犯協会の事務局である市としても各町内会の取り組みや要望等を把握していく必要がある。	4	-	4	4	○
38	砂川市交通安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	2	3 7	砂川市のほか30団体	砂川市交通安全推進委員会は、交通道德の向上と交通事故の防止のため市民運動を展開する団体として設置され、市民部市民生活課が事務局となり⑤に記載の団体で構成している。 砂川市における交通安全運動の中核的な役割を担っており、期別交通安全運動期間を中心に旗の波啓発やパトライト啓発などの交通安全運動をはじめ、交通事故をなくする市民集会の開催や老人クラブ・小学校等での交通安全教室、独居高齢者訪問指導などの事業を行っている。	市の交付金は、令和3年度6,739千円。	昭和 37年度～	市から砂川市交通安全推進委員会への交付金は、同委員会の主財源であり同委員会の活動に大きく寄与することができた。 また、市は同委員会の事務局であり、構成団体の協力・参加を得て交通安全運動・行事を実施するなど、良好な関係で協働事業を展開することができた。	砂川市交通安全推進委員会が実施する事業について、引き続き構成団体からの意見を聴き、事業の工夫・改善に努めていく。 今後も、平成27年12月に施行された飲酒運転撲滅条例に基づき、構成団体と協働による効果的な飲酒運転撲滅運動に取り組んでいく必要がある。	4	5	5	4	○
39	砂川市生活安全推進委員会	市民生活課 生活交通係	2	4	砂川市町内会連合会、砂川市交通安全協会、砂川市防火防災協会の、砂川市老人クラブ連合会、砂川市防犯協会、砂川地区暴力追放運動推進協議会、滝川警察署交通課、滝川警察署生活安全課	当委員会は、砂川市における生活安全対策について協議し意見をいただくために、生活安全団体の代表者や生活安全に関する知識・経験の有する者などからなる8名の委員と1名の公募委員の計9名で構成している。 主な活動としては、委員会を開催して生活安全モデル地域の指定や犯罪・事故を抑止する生活安全対策について協議し、市長に意見を述べることである。		平成 12年度～	令和3年度は本委員会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	特になし。	-	-	-	-	-
40	砂川市公害対策審議会	市民生活課 生活交通係	2	4	砂川市立病院、北海道電力(砂川発電所、三井化学㈱、空知農業改良普及センター)中空知支所、砂川地区連合会、砂川市農業委員会、砂川商工会議所	当審議会は、公害対策に関して専門的な調査審議をしていただくため、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者からなる8名以内の委員で構成している。 審議会は市長の諮問に応じて開催し、公害対策の基本方針や予防対策などを調査審議する。		昭和 46年度～	平成13年度以降は本審議会を開催していないため、評価(ふりかえり)は見送る。	特になし。	-	-	-	-	-
41	砂川市交通安全指導員会	市民生活課 生活交通係	2	7	砂川市交通安全指導員会	砂川市交通安全指導員会は、砂川市交通安全指導員設置規則に基づき市長から委嘱を受けた交通安全指導員(現在16名)を会員とし、市民の交通安全の向上を図ることを目的に、交通安全運動期間中の立上り指導や交通安全行事への参加、自主的な研修活動などを行っている。 砂川市は砂川市交通安全指導員会に交付金を交付することにより、指導員会が進める事業に財政的な支援を行っている。		平成 25年度～	地域で自主的に運営している団体が行うサロン活動に対し、リハビリ職など外部講師の派遣や会場費の助成を行うことで、活動の継続と活性化が図られている。	介護予防の理解と事業周知の徹底を図るとともに、さらなる活動の継続・拡大を図る支援が必要がある。	5	4	4	4	○
42	砂川市交通安全協会交付金	市民生活課 生活交通係	2	7	砂川市交通安全協会	砂川市交通安全協会は、砂川市内の交通安全に寄与することを目的に、関係団体と連携し期別交通安全運動期間中の交通安全運動や各種行事における啓発活動を行っている。 砂川市は砂川市交通安全協会に交付金を交付することにより、協会が進める事業に財政的な支援を行っている。 市の交付金は、令和3年度405千円。	市の交付金は、令和3年度1,000千円。	昭和 44年度～	砂川市交通安全指導員会に交付金を交付したことにより、同会の円滑な活動に寄与することができた。 また、市と同協会が協力・連携して交通安全運動を実施するのみならず、市職員が同会の研修会や行事に参加するなど会員と接する場面も多いため、市と同協会との相互理解や協力関係を深めることができた。	特になし。	-	-	5	4	○
43	防犯灯設置費・維持費補助	市民生活課 生活交通係	2	7	防犯灯を設置・維持する団体(87団体)	砂川市防犯灯補助規則に基づき、市内の夜間における交通安全及び治安維持を図るため、防犯灯を設置・維持する団体に対して、設置費の50%以内、維持費の80%以内を補助する。なお、平成24年度に規則を一部改正し、LED灯を設置した場合に限り、平成26年度までの3年間について設置費補助率を90%以内とした。 また、平成25年度に町内会等が維持管理する水銀防犯灯等をLED化する事業を実施した。 平成27年度より設置費補助率は50%以内としている。		昭和 35年度～	市が補助金を交付したことにより、町内会等が防犯灯を適正に設置・維持し、犯罪や事故の抑止に資することができた。	特になし。	-	-	-	-	-
44	消費生活相談業務委託	市民生活課 生活交通係	2	8	砂川消費者協会	市民からの消費生活相談に的確かつ迅速に対応するため、専門的な研修を受講した相談員を配置できる砂川消費者協会に消費生活相談業務を委託している。委託内容は、開設時間を毎週月・火・木・金曜日の午前10時から午後3時までとし、市民からの消費生活に関する相談に対応し、情報提供や助言、事業者等との交渉などを行うこととしている。		昭和 24年度～	専門的な相談員を配置できる砂川消費者協会に消費生活相談を委託したことにより、市民の幅広い複雑な相談に対応できる相談窓口を開設することができた。 また、市と委託先である消費者協会が消費生活相談に関する情報交換を日常的に行うことなどにより、相互理解や協力関係を深めることができた。	多様化・複雑化する消費生活相談に対応するため、砂川消費者協会との情報・意見交換を重ねながら、相談員の増員やレベルアップを支援していく必要がある。	-	-	4	4	○

45	廃棄物減量等推進審議会	市民生活課 環境衛生係	2	4	砂川市衛生組合、砂川市町内会連合会、砂川地区連合会、砂川商工会議所、砂川社交飲食協会、新砂川農業協同組合、新砂川農業協同組合女性部、砂川更生保護女性会、櫛北斗、櫛マテック砂川支店	当審議会は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を様々な視点から協議し、意見をいただくため、識見を有する者や関係行政機関、廃棄物関連業者の代表者など10名の委員と2名の公募委員の計12名で構成されている。当審議会は市長の諮問に応じて、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議することとされており、年1回の定例開催のほか諮問事案が発生した場合に臨時で開催している。		平成5年度～	各委員の意見を伺うことにより、市民生活に則した有効な廃棄物の減量化や適正な処理についての施策が円滑に実施できる。	今後も不法投棄の防止策等、より効果的な廃棄物減量対策を各委員と協議していく必要がある。	-	-	-	-	-
46	資源ごみ団体回収助成事業	市民生活課 環境衛生係	2	7	資源回収登録団体(町内会等79団体)、資源回収協力業者(事業者3団体)	ごみの減量化を推進し、環境保全と資源の有効利用に資することを目的として、町内会やその他市長が適当と認める団体がまとまって資源回収を行った場合に、回収団体には回収業者に引き渡した資源の量1kgにつき3円の奨励金、また、回収業者には買い取った資源の量1kgにつき1円の協力金を補助金として交付している。 資源回収実施団体:79団体 回収実績:紙類・びん類・缶類など466,518kg		平成6年度～	町内会等の団体が資源回収を行うことにより、再生可能な資源ごみがリサイクルされ、ごみ減量と資源の有効利用を図ることが出来る。更に市民のリサイクル意識の高揚にもつながっている。	平成26年度より、集団資源回収を促進している「雑紙類」の分別について、資源回収時の実態把握や各実施団体との情報交換を行う必要がある。また、年々全体の回収量が減少しており、その対策も必要である。	-	-	-	-	-
47	砂川市衛生組合支援	市民生活課 環境衛生係	2	7	衛生組合加入の61町内会	砂川市衛生組合は、市民が清潔で明るい健康な生活を保持するための地域活動を行う事を目的に設置された団体である。市内にある町内会のうち、組合に加入している61町内会の世帯をもって構成され、活動の推進は加入町内会の衛生支部長61名が行い、市民生活課が事務局となっている。なお、例年7月に開催している「パンケ歌志内川清掃」は衛生組合を含めた13団体と川沿い6町内会が協力して実施しており、100名程の参加がある。 (主な活動) ・一斉清掃啓発運動(春・秋)・飛散ごみ回収(春・秋)・パンケ歌志内川清掃(春・秋) ・空き地管理状況調査・衛生組合だより発行		昭和33年度～	衛生組合主催の各事業には、多くの市民が参加しており、市民の環境美化意識の向上につながっている。事業内容についても衛生組合役員と詳細まで協議することにより、円滑かつ効果的に行われている。	衛生組合が実施する活動を更に全市民的なものとするには、未加入町内会に対する働き掛けが必要であるが、地域に対する恩恵という部分では各町内会の自主性に依存する部分が多く、困難である。	-	-	-	-	-
48	市民防火のつどい	消防予防課 広報係	2	1	砂川市防火団体連絡委員会、砂川消防団、砂川市幼年消防クラブ	市民に防火をはじめ各種防災に関する知識の普及啓発を図り、地域住民の相互協力により災害に強い安全なまちづくりを築くことを目的として、市内防火団体で組織する砂川市防火団体連絡委員会が主催となり開催している。催しでは、多くの市民が参集し各種防災に関する展示や消防車両及び資機材を広く紹介しながら啓発を図っている。砂川消防署、砂川消防団が共催団体となっている。		昭和46年度～	昨年度に続き今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したため、準備段階についての評価のみとする。	令和4年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せず従来の参集形式での開催は困難と考え、新たな形式での開催を検討する必要がある。	5	-	-	-	-
49	砂川市婦人防火クラブ	消防予防課 広報係	2	3	市民(成人女性)	当会は、会員相互の親睦和を図り、家庭における火災予防の普及徹底並びに防火思想の向上を図り、併せて婦人の防火教育に寄与し、市内に居住する成人女性の希望者をもって構成し、火災予防広報活動及び消防演習などへの参加を積極的に行っている。砂川消防署が事務局となっている。		平成元年度～	今年度においても新型コロナウイルス感染症防止のため多くの事業が中止となり活動の制限があったが、感染拡大がやや落ち着いた時期に代替事業として火災予防啓発事業でんぶら油火災消火訓練を実施し、防火思想の向上を図っている。	結成から30年以上が経過し会員の高齢化が進んでいることから、継続して若年層の方の勧誘を積極的に行っていく必要がある。	5	5	5	4	-
50	砂川市少年消防クラブ	消防予防課 広報係	2	3	市民(小学生)	市内に住む小学校4年生から6年生までの希望者と、その指導者及び育成に当たる幹事で構成する。少年期に防火をはじめとする各種防災に関する体験型学習、ボランティア活動を通じて教育を行い、地域における防災の担い手を育成することを目的に活動する。		平成9年度～	今年度においても新型コロナウイルス感染症防止のため多くの事業を中止したが、感染拡大がやや落ち着いた時期に代替事業として消防体験研修を行い、防火思想の向上を図っている。	少子化の影響を受け年々加入者数が減少傾向であることから、加入者確保のため募集方法に新たなアイデアや加入対象年齢の見直し等を検討する時期にさしかかっている。	5	5	5	5	-
51	砂川市防火防災協力会	消防予防課 広報係	2	3	全86町内会	当会は、火災予防をはじめ各種防災の徹底と消防活動の円滑化を図り、住みよい郷土の建設を目的とする団体で、全町内会により構成する。各町内会に防火支部長を置き事業の推進を図っている。主な活動内容は、防火支部長研修会及び防火教室の開催、自主防災組織の推進、火災予防広報運動、防火防災だよりの発行による啓発等。平成23年度より救急情報キットの配布事業を行い災害弱者の見守りを推進、令和2年度より住宅用火災警報器支給事業を行い住宅火災による焼死者減少を図り、令和3年度は住宅用消火器具支給事業を行っている。砂川消防署が事務局となっている。		昭和45年度～	今年度も新型コロナウイルス感染症防止のため多くの事業を中止したが、昨年度より継続事業の住宅用火災警報器支給事業、新規事業として住宅用消火器具支給事業を実施し、火災予防の啓発を図った。	救急医療情報キットについては設置開始から10年が経過し設置世帯の状況も変化していることと思われるため情報更新の必要性を周知する。自主防災組織の推進について積極的に普及活動に努めなければならない	5	5	5	5	-

52	砂川地区防火安全協議会	消防予防課 保安係	2	3	市内関係事業所	当会は、砂川地区(砂川市・浦臼町・奈井江町・上砂川町)内の防火対象物及び危険物施設、液化石油ガス施設などにおける災害防止のため、研究と研修を行い、防災体制の強化を図り、職場の健全な振興発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立した団体で、火災予防運動への協賛及び危険物安全週間の啓発など、事業所における火の用心の呼びかけや、市民防火のつどいへの共催を行っている。砂川消防署が事務局となっている。	令和4年3月現在、会員は砂川市内106事業所。	平成14年度～	今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業が中止となるが多く活動も制限される中、役員が中心となり、新規事業を展開するなど、組織の活動方針が内向的にならず、地域に密着したものと組織の目的以上の役割を果たせるようになっている。	加盟者個々の事業形態が多様なことから、日程調整が困難で各種行事への参加率が頭打ちとなっており、加盟者間の公平性の向上を図る必要がある。	5	4	3	4	○
53	石狩川河川敷パークゴルフ場 維持管理	土木課 維持係	3	10	砂川パークゴルフ協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷パークゴルフ場のゴミ拾い、施設巡視、軽作業について利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な原材料を支給している。		平成6年度～	利用状況に応じた維持管理ができ、維持管理費の軽減も図れた		5	5	5	4	○
54	石狩川河川敷サッカー場 維持管理	土木課 維持係	3	10	砂川サッカー協会	市の公共施設を大切に利用していただくとともに、用途に合わせた維持管理ができるように、石狩川河川敷サッカー場(子どもの広場)の草刈り、土均しについて利用団体に作業協力をお願いし、その作業に必要な機械の貸し出しや燃料等の原材料を支給している。 また、平成27年度より、石狩川河川敷サッカー場(子どもの広場)の芝養生のため、旧ゴルフ練習場をサッカー場として活用している。(移動後も継続して利用団体に作業協力をお願いしている。)		平成14年度～	利用状況に応じた維持管理ができ、維持管理費の軽減も図れた。		5	4	5	5	○
55	ジャリン子夏祭り	社会教育課 社会教育係	3	3 7	砂川市子ども会育成団体連絡協議会	地域子ども会が子ども会育成団体連絡協議会を組織し、事業の企画運営は子ども会リーダーが主体となって行っていたが、単位子ども会の衰退から各子ども会でもリーダーを集めることが困難となっているため、役員で協議し実施するとともに、参加対象を市内の子ども全員とし、遊びや体験活動を通じて、夏ならではの屋外の魅力を伝える事業となっている。		平成13年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、協議会と協議を行い事業を中止した。	感染症対策を考慮した事業のあり方や実施内容について、協議会とともに協議・検討することが必要となっている。	4	3	-	3	○
56	ジャリン子四季体験塾	社会教育課 社会教育係	3	3	すながわ子どもセンター協議会	各団体が連携・協力して協議会を組織し、地域における様々な四季の自然体験活動や文化体験活動を通じて家庭の教育力向上や意欲的に活動する子どもの育成を図り、子どもたちのたくましく「生きる力」を育む事業を行っている。		平成13年度～	協議会と協議を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、夏の事業を実施し、春・秋・文化体験・冬の各事業は中止した。	協議会と協議して、外部の講師を招いての事業実施など活動の充実を図ることとしており、事業内容が充実するよう検討していくことが必要となっている。	4	4	4	3	○
57	ジャリン子ハロウィーン	社会教育課 社会教育係	3	3	ジャリン子ハロウィーン実行委員会	各団体が連携・協力して実行委員会を組織し、ハロウィーン事業を通じて外国の文化・風習を学ぶ機会の提供を行い、砂川の特色を活かした事業実施により、子どもたちが地域の多くの人と交流し、地元への愛着を育んでいる。		平成19年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、実行委員会と協議して、構成団体が役割を分担しながら情報誌の作成・配布を行い、パレード等の開催は中止した。	感染症対策を考慮した事業内容について、構成団体とともに検討していくことが必要となっている。	4	4	4	3	○
58	放課後子ども教室	社会教育課 社会教育係	3	3 10	放課後子ども教室運営委員会	実施学校教頭、放課後学校サポーター、学童保育指導員で運営委員会を組織し、学校放課後に子どもたちの安心・安全な居場所を設け、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化・地域住民との交流活動等の取り組みを実施。地域ボランティアと社会教育課職員が一緒に運営にあっている。		平成19年度～	令和3年度から、新たに2小学校区で事業を開始し、市内すべての5小学校区での実施となった。運営委員会や指導員・サポーターの協力を得て、感染症対策を行いながら実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、まん延防止期間中の事業を中止した。	人口減少や高齢化に伴い、運営委員・指導員・サポーターのなり手が不足しており、確保が必要となっている。	4	4	5	4	○
59	国際交流ふれあい事業	社会教育課 社会教育係	3	3	国際交流ふれあい委員会	市民有志により委員会を組織し、異国、異年齢、異世代、親子が様々な体験学習や文化交流を通して子どもたちの国際性を育む事業を行っている。		平成13年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、協議会と協議を行い事業を中止した。	感染症対策を考慮した事業のあり方や実施内容について、協議会とともに協議・検討することが必要となっている。	4	3	-	3	○
60	あいさつ運動	社会教育課 社会教育係	3	3	あいさつ運動推進委員会、砂川市PTA連合会、砂川市町内会連合会、砂川市老人クラブ連合会、砂川市民生児童委員協議会	青少年の健全育成に向け、心通い合うまちづくりを目指して推進委員会を組織し、市内各所で各団体が連携・協力してあいさつ運動を啓発展開することにより心豊かな子どもの育成に努めている。		平成12年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あいさつ運動推進委員会と協議して、街宣車による啓発活動を行い、通学路でのあいさつの声かけ活動は中止した。	特になし。	4	4	3	4	○

61	地域交流センターの管理運営	社会教育課 社会教育係	3	9	特定非営利活動(NPO)法人ゆう	NPO法人ゆうを指定管理者に指定し、市との協定に基づき管理運営を行っている。		平成18年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、指定管理者と連携・協力して対応を行い、緊急事態宣言期間中等の臨時休館や一部自主事業を中止した。	開設から15年を経過して建物躯体や設備等に経年劣化がみられることから、大規模改修等計画的な改修が必要となってきた。引き続き、創造的で活力のある活動が促進されるよう、指定管理者と十分に連携・協力することが必要となっている。	4	4	5	4	○
62	家庭教育サポート企業	社会教育課 社会教育係	3	10	市内企業等(現在95社)	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と連携を深め、家庭教育の推進を図っている。企業の取り組みとしては、職場見学・職場体験の実施、地域行事への協力・支援、学校行事への参加促進、安心安全な地域づくりへの協力などを行っており、教育委員会からは主に情報提供を行っている。		平成23年度～	不審者、熊出没をはじめとして学校行事予定等の情報について、提供・共有を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、例年実施してきた登録企業への訪問は中止した。	学校、地域での家庭教育をサポートする機能を一層高めていくため、広報を充実させ、さらに事業の浸透を図ることが必要となっている。	3	3	4	3	-
63	市民文化祭	公民館 管理係	3	3 7	市民文化祭実行委員会	市内で活動する文化団体が実行委員会を組織し、文化活動を行っているすべての市民が、日頃の活動の成果を発表する場として市民文化祭を開催し、多くの人々に鑑賞してもらうことで、会員の技術面や活動意欲の向上を図り、一般市民の文化活動への関心を高めている。		昭和43年度～	実行委員会、総務会が意見交換や企画の場として機能しており、主体的に開催されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、実行委員会において書面協議により市民文化祭中止の判断がされ、実行委員会、総務会の開催も書面会議、実行委員長と各総務会役員との電話等による協議となった。	文化協会主催事業で参加団体が実施する事業への交付金となっている。感染症対策を考慮した中で、広く文化振興に繋がるよう、事業実施の際の企画・立案に対して助言を行なうなど関係性を保つていく。	4	-	4	4	○
64	郷土研究会補助	公民館 管理係	3	7	砂川市郷土研究会	郷土砂川の歴史を後世に残すため、郷土研究誌を発行する砂川市郷土研究会に対し補助を行っている。	令和3年度においても、前年度同額の155,000円を郷土研究会活動運営費の一部経費として予算措置している。	昭和30年度～	砂川市郷土研究会が月例活動を行なっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部の活動について中止となった。郷土研究史発行経費を補助し、「郷土研究」を編集・発行している。内容は研修報告や郷土史の研究報告など現在まで第54集を発行している。	市として郷土史に直接かかわる担当部署がないため、郷土研究会がその任を担っている状況にあるが、会員の高齢化により活動が停滞しつつあることから、活動を維持するためにも会員を増やすことが必要である。	4	-	4	4	○
65	文化振興事業	公民館 管理係	3	7	砂川市文化協会	市民文化の発展に寄与する目的で、「新春書初め会」、「朗読の玉手箱(朗読会)」、「冬休み百人一首交流会」などの事業を実施する文化協会へ、事業費を交付金として交付している。		平成25年度～	文化協会が市民文化の発展、振興を図ることを目的として実施している。令和3年度は、感染症拡大防止対策のため、事業の内容変更はあったが全事業が実施された。新型コロナウイルスの影響がある中で、市民が芸術文化にふれる機会となった。	文化協会主催事業で参加団体が実施する事業への交付金となっている。感染症対策を考慮した中で、広く文化振興に繋がるよう、事業実施の際の企画・立案に対して助言を行なうなど関係性を保つていく。	4	-	4	4	○
66	郷土資料室ボランティア活動	公民館 管理係	3	10	-	郷土資料に対して熱意や知識・技能などを有する市民ボランティアの協力を得て、資料整理などを行っている。	令和3年4月現在18人登録	平成17年度～	郷土資料室に収蔵しているスピーカー、レコードを利用して定期的にレコードコンサートを開催しているほか、資料整理等に無償ボランティアとして活動している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部の活動について了解を得て中止の判断を行った。	寄贈された資料の整理作業、収蔵されている資料の効率的な保管、活用のため、ボランティアの協力は必要であり、感染症対策を考慮した中で、登録されているボランティアの活用について、さらに検討していくことが必要である。	4	-	4	4	○
67	アメニティ・タウンすながわマラソン大会	スポーツ振興課 振興係	3	2 3	砂川市体育協会、砂川市陸上競技協会	砂川市の観光資源である「北海道子どもの国」の豊かな資源を活用して参加者の健康づくりと市の活性化に資するため、子どもの国周辺に各種コース(10km、5km、3km、親子ペア)を設け、子どもから高齢者まで各世代で楽しめるマラソン大会として、砂川市スポーツ協会などの協力を得ながら開催している。	※令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となった。 令和3年度 参加者0名	昭和63年度～	令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となっている。	運営委員が不足、他課の職員の応援を得て事業を行っており、砂川市スポーツ協会や砂川市陸上競技会などからのより多くの運営委員を確保できるよう検討する。	-	-	-	-	○
68	北海道中学生剣道錬成大会	スポーツ振興課 振興係	3	1 7	砂川剣道連盟、北海道剣道連盟	はまなす団体を記念して、平成2年から全道中学生剣道大会を招致し、団体開催種目である「剣道」を普及推進するとともに、砂川市の知名度及び活性化に寄与するため、市として共催という立場で事業実施を支援するほか、開催に必要な経費を補助している。	※令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となった。 令和3年度 参加者数(選手)0人 交付金額0千円	平成2年度～	令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となっている。	大会規模が大きく、会場や駐車場が手狭となっている。日程も他の大会と重なる事が多い。砂川剣道連盟だけでは運営委員が不足、体育館職員が大会の運営を手伝っており、運営委員の確保が必要である。	-	-	-	-	○

69	少年スポーツ教室開催事業	スポーツ振興課 振興係	3	10	砂川市体育協会、砂川市スポーツ少年団	砂川市スポーツ協会及びスポーツ少年団と連携協力し、子どもたちへのスポーツ体験の場や知識・技術の習得活動を通じて心身の健全育成を図るため、4種目の少年団にスポーツ教室の開催をお願いするとともに、謝礼を支出している。	少年スポーツ教室 4教室 軟式野球、剣道、ミニバスケ、サッカー 謝礼 80千円(20千円×4教室)	昭和 51年度～	新型コロナウイルス感染症の影響で、打合せを少なくせざるを得ず、例年より連携が取りずらかったが、中でも事業を行い、スポーツに接する場を提供できた。	体育協会および少年団との連携の強化。	4	3	4	4	-
70	スポーツ推進委員会事業	スポーツ振興課 振興係	3	4	砂川市スポーツ推進委員会	スポーツ推進事業の充実に資するため、各種スポーツに精通している委員8名で組織するスポーツ推進委員の会議において年間事業の検証や体育館の有効利用や事業に対する意見を拝聴するほか、連携して各種事業を実施している。	令和3年度 年2回開催 事業 体カテスト(S55年度～) ゆったりノルディックウォーキング教室(H21年度～) ※年2回の開催。ホロウフィールド(BG8)の協力 歩くスキー教室(H23年度～) ※砂川歩くスキークラブの協力 その他(ヨットカヌー試乗会、アメリティマラソン大会への協力・ストレッチ体操指導等)	昭和 37年度～	令和3年度はコロナウイルス感染症対策のためスポーツ事業の多くが中止となっており、活動の機会は減少したが、中でも可能な限り連携して事業を行えた。	委員の逝去のため、今年度は8名で事業を行っている。委員の高齢化が進んでおり、若年の委員の増員を目指したい。	4	3	4	4	-
71	市民体育祭事業	スポーツ振興課 振興係	3	7	砂川市スポーツ協会	市民皆スポーツを目指し、市民のためのスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康の増進に寄与するため実行委員会を組織して開催する。各競技の実施は砂川市スポーツ協会加盟の各団体ごとに行い、実施した1団体当たり27,000円を交付する。	令和3年度 実施団体数 12団体 (新型コロナウイルス感染症のため一部未実施) 交付金額 324,000円	昭和 42年度～	新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となったスポーツ団体もあったが、時期を延期して開催する他、人数を制限するなどの工夫を行い実行できた団体も多く、市民のためのスポーツ活動を積極的に奨励するとともに、健康増進に寄与できた。	規模が小さい団体の参加者の確保や、感染症対策を行いながらの事業の実施を行う。	3	3	3	3	-
72	ヨット・カヌー試乗会	スポーツ振興課 海洋センター管理係	3	10	砂川市スポーツ協会	地域自然施設の「北光公園」を活用し、ヨット・カヌーの基本的な技術指導を通して保護者や地域の方々など、異年齢との関わりの中で自然体験を学ぶことにより、子どもたちの体力及び生きる力を育むと同時に海洋性スポーツの普及を図ることを目的に市が主催している。砂川ヨット・カヌー協会、スポーツ推進協力員、NPO法人ゆうの協力を得ながら実施している	ヨット・カヌー試乗会【緑と花の祭典と併催】 ※令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となった。  参加人数 0名	昭和 53年度～	令和3年度はコロナウイルス感染症対策のため中止となっている。	来場者の中から指導員や、競技者に繋がる人材を確保する取組が必要である。	-	-	-	-	○
73	図書館ボランティア活動	図書館 管理係	3	10	-	個人やサークルなどの市民ボランティアの協力を得て、読み聞かせなど子ども読書活動の推進や図書資料の修繕を行なっている。	令和4年3月1日現在 サークル: 1団体: 布の絵本制作ボランティア  個人: 30名: 子ども読書活動ボランティア: 13名  本の修理ボランティア: 17名	平成 3年度～	布の絵本制作ボランティアは、制作した布の絵本が乳幼児や保護者を中心に利用されている。子ども読書活動ボランティアは、読書推進事業に企画から参画し、充実した内容の事業実施に協力してもらっている。図書資料の修理ボランティアは、破損程度が重度になる前に修理をしてもらうことにより、資料の有効活用に繋がっている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、活動を休止することもあったが、感染状況を鑑みながら事業を実施した。	サークル1団体、個人31名が活動しているが、協力依頼時の調整・活動内容の調整などのコーディネートが必要である。また、活動機会の充実が必要である。	4	3	4	4	○
74	砂川市学校給食センター運営委員会	学校給食センター 管理係	3	4	小中学校校長、小中学校教頭、PTA、学校薬剤師会	学校給食用物資の購入、献立、調理方法、給食費の決定、徴収方法及びその他学校給食センターの運営について、教育委員会の諮問に応じる。	委員16名(校長5名、教頭5名、学校薬剤師1名、PTA5名) 年2回開催	昭和 40年度～	学校給食事業の運営内容について協議し承認を得た。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため書面会議で実施。	各学校のPTA役員の中から委員を選出しているが、委員選出が難航する場合がある。	4	-	4	4	-
75	保護者が考えた献立に基づく給食	学校給食センター 管理係	3	10	小中学校、小中学校PTA	各学校で年1～2回、PTA献立委員会等と栄養教諭が作成した献立による給食を提供する。学校給食の献立を家庭の食事に近づけることで、児童生徒にとって身近な学校給食を実施し、保護者にも学校給食について深く理解してもらう。	今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のためPTA献立委員会等の活動が制限等されたこともあり実施校は中央小学校、空知太小学校の各PTAの2校であった。	平成 10年度～	3校の献立作成委員会で献立作成の考え方やルールを説明し、実際に献立を作成してもらったことで、給食についての理解を深めてもらった。保護者の給食に対する思いなども聞くことができた。	実施していない学校もあるので、実施を促していく。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のためPTA献立委員会等の活動が制限等されたこともあり実施校が少なかった。	5	5	5	4	-

76	「子ども110番の家」事業	学務課 学校教育係	3	10	—	児童生徒の安全確保を目的とし、PTA役員宅、町内会長宅、商店、事業所等で登録の協力をいただける方(場所)を市教委で指定し、子どもが身の危険を感じた時など緊急時に駆け込みできる場所を確保する。 ・「子ども110番の家」マップを作成し全児童生徒、地域住民に周知する。 ・「子ども110番の家」の看板を掲げていただき、子どもが認識できるよう目印とするとともに、抑止的効果も図る。 ・不審者情報を共有し安全確保の充実を図る。	平成 13年度～	行政、参加者での地域で子どもを守るといふ目的の共有のもと、具体策として定着し、子どもが助けを求める場が用意されている。	現実に助けを求めた場合の効果検証などは未知であるが、存在することでの安心感の確保や抑止的効果などの観点から評価されて良い。取組みは知らなければ意味は無いが、危険性なども考慮すると(警察ではないので)PRの方向性などは現状維持でよいと考える。	4	3	3	3	
76	学校運営協議会	学務課 学校教育係	3	4	砂川小学校学校運営協議会、豊沼小学校学校運営協議会、中央小学校学校運営協議会、空知太小学校学校運営協議会、北光小学校学校運営協議会、砂川中学校学校運営協議会、石山中学校学校運営協議会	学校と地域が目標やビジョンを共有し、連携・協働しながら子どもを育む「社会に開かれた教育課程」を目指し、学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議する機関を設置することにより、学校と地域が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。	令和2年度～	学校運営に関して学校と委員が意見を交換し、地域の声を学校運営に生かしながら、幅広い地域住民の参画を得て、学校と地域が一体となった特色ある学校づくりを進めることができている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、学校と地域が連携した活動を実施していくのが難しくなっている。	-	-	-	-	
77	「子ども110番の家」事業	学務課 学校教育係	3	10	-	児童生徒の安全確保を目的とし、PTA役員宅、町内会長宅、民生児童委員宅、商店、事業所等で登録の協力をいただける方(場所)を市教委で指定し、子どもが身の危険を感じた時など緊急時に駆け込みできる場所を確保する。 ○「子ども110番の家」マップを作成し全児童生徒、地域住民に周知する。 ○「子ども110番の家」の看板を掲げていただき、子どもが認識できるよう目印とするとともに、抑止的効果も図る。 ○不審者情報を共有し安全確保の充実を図る。	平成13年度	行政、参加者による地域で子どもを守るといふ目的の共有のもと、具体策として定着し、子どもが助けを求める場が用意されている。	現実に助けを求めた場合の効果検証などは未知であるが、存在することでの安心感の確保や抑止的効果などの観点から評価されて良い。取組みは知らなければ意味は無いが、危険性なども考慮すると(警察ではないので)PRの方向性などは現状維持でよいと考える。	-	-	-	-	
78	街頭餅つき	消防総務課 消防団係	3	2 10	砂川もちつき保存会	昭和44年、郷土伝承文化を守るため砂川もちつき保存会が設立され、砂川消防団などの協力を得ながら、市民の「無火災・無災害」を願い「街頭餅つき」を行っている。毎年12月には市内4カ所を巡回し、掲ぎあがった餅を「安全餅」として多くの市民に配り、安全社会の啓発を目的に活動を行っている。砂川消防署が事務局となっており、平成20年には、砂川市無形民俗文化財第1号の指定を受けている。	昭和 44年度～	昨年度に続き今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したため、評価はできないと判断。	現在、もちつき保存会の事務局が署内にあるが、衛生面等道具の管理が困難になっている。また頻繁に行事があることから保存会の会員の招集率が低下している。	-	-	-	-	
79	砂川駅前地区整備に関する事業	開発推進課 開発推進係	4	6 10	砂川駅前地区整備基本構想に関係する団体、市民	令和元年6月、砂川駅前に賑わいを創出するまちの顔となる施設を建設するため、民間の空き建築物を含む土地、建物(旧永大ビル、SuBACo、旧パーラーランド)を取得した。施設整備にあたっては、市民から広く意見を聞いて基本設計に反映させるとともに、持続可能な管理運営となるよう、その管理を担う団体と協力及び連携のもと事業を行うものである。	令和 元年度～	各団体と協議・打合せの場を設け、事業を進めた。	相手先の主体性・自主性を欠落させないよう注意して対話を重ねており、一定の効果はあるものの、引き続き継続的な対応が必要である。	4	4	5	4	○
80	商業街路灯維持補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	商業街路灯を設置・維持する団体	中心市街地の商業環境の整備と活性化を図るため、商業街路灯を設置・維持する団体に対して、設置費の50%以内、維持費の80%以内を補助する	平成 18年度～	維持費の補助を行うことで、夜間の照明が確保され、商店街の通行人や住民に安心・安全を提供することができた。	今後管理団体側の代表者等が変更となった場合も、維持費の負担や商店街路灯の建替えの経過等について十分な引き継ぎがされる必要がある。	5	4	5	4	○
81	商工会議所事業補助金	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商工会議所	商工業の振興や地域の発展に資することを目的に、各種事業を行っている当会議所に対し、市が運営経費の一部を補助することにより、円滑な事業展開と市内中小企業者の経営安定につながるよう支援している。	平成 17年度～	H31年度より1団体の休止があったが、地域の状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた。	住民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	4	4	5	○
82	中小企業等振興補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	中央商店街益踊り実行委員会、朝日商店会、砂川お祭り広場実行委員会	中小企業又は商店街団体が行う地域住民とのふれあいを深める活性化事業に対して助成を行っている。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響でいずれも中止となった。	昭和 49年度～	令和3年度は、新型コロナ感染症拡大により、令和2年度に引き続き各事業すべて中止となった。	商店主の高齢化と後継者不足により、年々継続が難しくなっている。	-	-	-	-	○

83	プレミアム商品券発行事業補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商工会議所	平成20年度から砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助(平成22年度より)することにより、地元商店街での消費活動を促し商工業活性化を図っている。		平成 22年度～	新型コロナウイルス感染症の経済対策として、商店等の売上回復のための消費喚起策と市民の家計支援の両面から、令和2年度に引き続きプレミアム率を50%に増加し、希望する全世帯を購入対象とした。プレミアム率の高さから市民の満足度も高く、例年の6倍以上の発行額の商品券が市中に出回ったことや、中小規模店専用券を新たに設けたことで、例年と比較して大型店に偏っていた利用先が市内中小規模店に分散利用され、中小規模事業者への経済効果が見られた。	事業の性質上、一時的な消費喚起効果に留まってしまうことを課題としてきたが、今回、中小規模店専用券を新たに設けるなどの工夫をしたことで、商品券を機に、広く市民が中小規模店を知り、利用する機会に繋がりが経済効果をもたらしたことは評価できる。引き続き、継続的な効果に繋がる事業展開を検討していく。	5	5	5	5	○
----	----------------	------------------	---	---	---------	---	--	-------------	--	---	---	---	---	---	---

84	商店会連合会商品券発行事業補助	商工労働観光課 商工振興係	4	7	砂川商店会連合会	砂川商店会連合会が実施する「夏のトリプルチャンス抽選会」及び「ウィンターチャンスセール」において、加盟店を利用店舗とした商品券の発行事業に対して、その経費の一部を補助することにより、商店街の直接的購買行動を促し、地域経済の活性化を図る。		平成 23年度～	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏・冬の売 出期間いずれも一斉抽選会を取りやめ、 加盟店においてその場で抽選し商品券 を贈呈する形式とした。店頭における即 時抽選により、発行した商品券は全て利 用され、購買行動に効果が得られた。	砂川商店会連合会の会員の減少により 厳しい運営となっているのが課題であ る。	5	5	5	4	○
85	農商工連携促進事業	商工労働観光課 商工振興係	4	7	市内中小企業・NPO 等、市内農林業者	農林業者及び商工業者間の連携を図り、砂川市の優れた 資源を活用して新商品を開発する地元事業者に対し補助 金を交付することにより、地域経済の活性化と地域産業の 振興を支援する。 【農商工連携促進補助金】 (助成対象者) 市内農林業者と連携する市内に主たる事務所又は事業所 を有する中小企業者等やNPO等。 (助成対象経費及び助成金の額) 対象経費は農林業者からの原材料購入費及び研究開発 費とし、上限は10万円とする。		平成 24年度～	本年度は事業実施を希望する団体が無 く、実施されなかった。	特になし	-	-	-	-	○
86	買物駐車場管理	商工労働観光課 商工振興係	4	8	砂川市買物駐車場管 理委託協議会	市街地での買物等の利便向上を図るため、地域の町内 会・新砂川農協等で組織する砂川市買物駐車場管理協 議会に砂川市買物駐車場(東1条南1丁目25-1)の管理を委 託している。 ○業務内容 ・同駐車場を買物客用として利用させること ・利用時間外の駐車車両の退去と駐車場閉鎖 ・駐車場内の除排雪 ○砂川市買物駐車場供用開始 平成13年5月25日 ○砂川市買物駐車場管理協議会設立 平成13年7月18日		平成 13年度～	買物駐車場の適正な管理運営を行うこと ができ、中心市街地の来客への駐車ス ペースの提供ができた。	特になし	4	4	5	5	-
87	国道一直線商店街 花いっぱい運動	商工労働観光課 商工振興係	4	7 10	砂川商店会連合会、北 海道開発局札幌開発 建設部滝川道路事務 所、砂川商工会議所	当事業は、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川 商工会議所が支援団体となり、美しいまちの創出を目的に 北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のポラン ティア・サポート・プログラム事業を活用し、国道沿いの植 樹柵に植花作業を行っている。砂川市は商工会議所と共 同で花の配布や抜根作業に当たっている。 ・実施区間:国道12号 北5丁目～南12丁目 総延長 2,300m	管理区画教 市営住宅 653 改良住宅 649	平成 14年度～	事業への協力を行うことで、事業内容を より充実させることができ、中心市街地の 景観の向上に繋がった。	特になし。	5	5	5	4	-
88	地域ブランド構築事業	商工労働観光課 商工振興係	4	10	独立行政法人中小企 業基盤整備機構北海 道本部、砂川商工会議 所、砂川商店会連合 会、北海道空知総合振 興局、砂川観光協会、 新砂川農業協同組合、 すながわスイートロード 協議会	市内中小企業者が大企業との間での市場競争に個社で 勝ち抜くことは、経営資源等の差により非常に困難である。 中小企業の活性化のためには、様々な関係者にて地域ブ ランドを作っていく必要があり、そのチーム及び中心となる 人材を育成する。		令和 元年度～	官民が連携して取り組むことに繋がっ た。	特になし。	5	5	5	5	○
89	北海道義士祭	商工労働観光課 観光係	4	2	北海道義士会	北泉岳寺に義士墓が建立されている赤穂47義士の義士道 精神を後世に伝えるため、毎年12月14日に祭りを開催し、 墓前法要や市内義士パレード、福祉施設への慰問等が行 われており、地域の活性化やまちの賑わいにつながる事業 であることから後援を行っている。	※令和3年度は新型コロ ナウイルス感染拡大防止 の観点から中止	昭和 31年度～	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点 から中止。	冬の風物詩ともいえるイベントであるた め、広く周知を図るためのPR活動を行っ ていくとともに、忠臣蔵の普及啓発に向 けた取り組みの検討も必要である。	-	-	-	-	○
90	砂川市オートスポーツランド 指定管理	商工労働観光課 観光係	4	9	株式会社邦明商事、A G、メンバーズスポ ーツクラブ北海道	砂川市オートスポーツランドの運営管理について、株式会 社 邦明商事を指定管理者とし、協定に基づき、維持管 理、料金収受等を委託しており、一般利用者及び団体によ るコース利用のほか、JAFが主催する全国大会として、毎 年5月にJAFカップオールジャパンダートトライアル、6月に JAF全日本ジムカーナ選手権が開催されている。 大会には道内外から多くの選手及びスタッフが参加して おり、まちの賑わいや地域の活性化につながっている。		昭和 63年度～	指定管理者と連携を図り、個人・団体使 用及び全国大会において、新型コロナウ イルス感染拡大防止に努めたことから、 安心・安全に施設を使用することができ た。	本会場で開催される全国規模の大会に は多くの集客が見込めることから、来場 者に対し「まちなか回遊」につながる効 果的な観光PRの推進が必要である。	4	3	5	4	○

91	ラブ・リバー砂川夏まつり	商工労働観光課 観光係	4	2	砂川夏まつり実施本部(砂川観光協会他、全9団体)	夏のイベントとして定着している事業であり、賑わい創出と郷土の祭りとしてより一層発展することを目的に、砂川観光協会を中心とした市内の関係団体で組織する「砂川夏まつり実施本部」が企画・運営を行っており、後援を行った中で連携しているほか、事業費について観光協会を通して補助することにより、観光客の増加と地元商店街に対する経済波及効果を図っている。	※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止	平成 7年度～	コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。	納涼花火大会を主催する商工会議所をはじめ関係団体との連携を密にし、まちの賑わいや地域の活性化につながる事業内容とする必要がある。	-	-	-	-	○
92	納涼花火大会	商工労働観光課 観光係	4	2 7	砂川商工会議所	納涼花火大会は、平成6年度から「ラブ・リバー砂川夏まつり」と同日開催されており、夏の一大イベントとして、市内・外から多くの見物客を集客している。 砂川商工会議所が主体となり、市内各事業所からの協賛金によって実施されているが、経費の一部を補助することでより活性化を図り、観光入込客数を増加させるとともに地元商店街に対する経済波及効果の向上を図っている。	※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止	昭和 46年度～	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。	ラブ・リバー砂川夏まつりとの同日開催であり、実施においては夏まつり実施本部と十分な協議が必要である。	-	-	-	-	○
93	すながわスイートロード協議会	商工労働観光課 観光係	4	3 7	すながわスイートロード協議会(砂川観光協会、他全11団体)	すながわスイーツの魅力を活用した効果的なPRを行い、砂川市のイメージアップを図る事を目的に設立された団体であり、菓子組合をはじめ、農・商・工、NPO法人など多様な団体で組織され、官民連携のもとで活動を行っている。 市が事務局を担った中で、「企画事業」「フェスタ事業」「PR事業」を柱とする各種活動に対し事業費の一部を補助することにより、市内外からの観光客誘客と地域における経済波及効果の向上につながっている。		平成 13年度～	事業費の一部を補助するとともに、行政と民間が積極的に連携を図ったことで、それぞれの得意分野を活かした事業が展開され、「スイートロード」の知名度向上につながった。	各事業の実施において、参加できる協議会員が年々減少していることから、新たな人材の育成が必要な状況である。	4	5	4	4	○
94	砂川観光協会活動促進補助	商工労働観光課 観光係	4	7 10	砂川観光協会	砂川市の観光事業における中核的存在として、観光関連団体や事業者、地域住民と連携し観光振興や地域経済の発展に取り組むために組織された団体であり、運営費及び事業費の一部を補助し、安定した協会運営の中で自主事業を積極的に行い、地域の活性化やまちの賑わい創出が図られるよう支援している。		平成7年度～	運営費及び事業費の一部を補助するとともに、砂川市の観光PRや各種事業の実施において連携を図ったことで、観光振興が図られた。	運営費の主が市の補助金となっていることから、自主財源確保に向けた取り組みの検討が必要である。	4	4	4	4	○
95	砂川市ふるさと活性化プラザ指定管理	商工労働観光課 観光係	4	9	砂川ハイウェイオアシス観光株式会社	砂川市ふるさと活性化プラザ(砂川ハイウェイオアシス館の2階フロア)の管理運営について、同館1階でテナント事業を運営している砂川ハイウェイオアシス観光株式会社を指定管理者とし、協定に基づき、維持管理、使用許可、料金収受等を委託しており、適正な運営管理に対し委託料を支出している。 砂川ハイウェイオアシス館は、砂川市の入込客数の約7割を占める観光拠点であることから、隣接する北海道子どもの国と合わせ、積極的な情報交換を行っている。		平成 19年度～	指定管理者と連携を図り、屋内遊具広場の利用などにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めたことから、安心・安全に施設を使用することができた。	本市の観光入込客数の大半を占める施設であることから、来館者に対し「まちなか回遊」につながる効果的な観光PRの推進が必要である。	4	4	5	5	○
96	インバウンド受入協議会補助	商工労働観光課 観光係	4	7	インバウンド受入協議会	訪日外国人の受け入れ態勢を整備し、観光客の誘客につなげるための基盤の拡充、社会意識の高揚を図るとともに、地域の発展に寄与するために設立された団体であり、環境整備事業、広報事業、研修事業に係る経費の一部を補助することで活動を促進し、外国人観光客の増加と地域における経済波及効果の向上を図っている。		平成 29年度～	事業費の一部を補助するとともに、外国人観光客の受入態勢整備に向けた協議に参加し、情報の共有が図られた。	外国人のみならず、観光客全般における受入態勢強化に向け、砂川観光協会をはじめとする観光関連団体との連携強化を図っていく必要がある。	4	3	4	4	○
97	オアシスパークからゆめまちづくり協議会	商工労働観光課 観光係	4	3	砂川観光協会、砂川商工会議所、新砂川農業協同組合、すながわスイートロード協議会、砂川青年会議所、砂川市インバウンド受入協議会、あじさいの会、石狩川下覧権、NPO法人オアシス、滝川河川事務所、砂川夏まつり実施本部	河川空間を活用した魅力のあるまちづくりの推進として、国土交通省から「砂川地区あまちづくり計画」の認定を受けたオアシスパークの効果的な利活用を検討するために設立された団体であり、行政、地域、関係団体が連携した中で、今後の観光振興につながる水辺の賑わい創出に向けた取り組みを行っている。		平成29年度～	「かわまちづくり計画」の認定に基づく国のハード整備が進んでいるとともに、民間事業者が営利を目的とした活動を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けた。	オアシスパークの効果的な利活用について、各団体との協議をさらに深めていく必要がある。(使用許可手続きの調整など)	4	3	3	4	○
98	中小企業勤続従業員顕彰式	商工労働観光課 企業労政係	4	1	砂川商工会議所	市内中小企業で永年勤続した従業員に対し、商工業の発展に寄与してきたことに対する感謝の意を表するとともに、勤労意欲の向上を目的として砂川商工会議所との共催により、顕彰式を毎年11月に開催し、市長感謝状を贈っている。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に続き顕彰式開催を中止している。	昭和 45年度～	新型コロナウイルス感染症の拡大により、顕彰式開催を中止したが、感謝状等の配布をおこなうため、協同の相手先である砂川商工会議所と市の役割分担を明確化し、事業を実施することにより、円滑に事業を実施することができた。	事業後、双方担当者において随時、課題等を共有しあえる関係を構築しているが、今年度については、特に課題はなかった。	5	1	5	4	○

99	公益財団法人シルバー人材センター支援事業	商工労働観光課 企業労政係	4	7	公益財団法人シルバー人材センター	定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して仕事を提供することにより、生きがい創出、社会参加の促進、地域の活性化といった高齢福祉の増進を図っている砂川市シルバー人材センターの機能強化とこれを支える自主的運営基盤の確立のため、運営費の助成を行っている。		平成 7年度～	運営費を助成することで、高齢者への事業の創出、生きがいづくりに寄与している。	会員が減少傾向にあるため、新たな会員の獲得が課題である。	5	2	4	5	○
100	労働振興活動支援事業	商工労働観光課 企業労政係	4	7	砂川地区連合会	労働者の諸権利を確立するために活動する団体として、11労働組合で組織している砂川地区連合会に対し、活動経費の一部を支援することにより、市内労働者の活動や労働者福祉の維持・向上を図っている。	実施区間:国道12号 北5丁目～南12丁目 総延長2,300m	平成 6年度～	活動経費の一部を支援することにより、市内労働者の活動や労働者福祉の維持・向上が図られた。	特になし。	4	2	4	4	○
101	砂川市農業再生協議会	農政課 農政係	4	7	砂川市、新砂川農業協同組合、砂川市農業委員会、砂川市農協協議会、砂川市水稲振興会、新砂川農業協同組合青年部、新砂川農業協同組合女性部、北海道中央農業共済組合中空知支所、北海道土地改良区、砂川商工会議所、砂川消費者協会、農業者代表	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の有する多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政、農業関係団体及び農業者の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保、地域農業の振興を目的として設立。		平成 23年度～	経営所得安定対策交付金事業及び米の生産調整等、市内の農業者に重要な事業が円滑に実施され、農業経営の安定化に寄与した。	特になし。	4	3	4	4	○
102	砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会	農政課 農政係	4	7	砂川市、奈井江町、新砂川農業協同組合、北海道猟友会砂川部会、滝川警察署、そらち森林組合、北海道中央農業共済組合中空知支所、砂川地区農業者代表者、奈井江地区農業者代表者、空知農業改良普及センター中空知支所	有害鳥獣による農産物被害を防止するため、その対策を協議するとともに国等の補助金を活用し被害防止対策を図っている。 ※市からの補助:有害鳥獣対策連絡協議会補助金		平成 21年度～	協議会による活動を実施することにより、国からの交付金等が交付され、鳥獣被害防止施策が実施できた。	特になし。	4	4	4	4	○
103	多面的機能支払交付金事業	農政課 農政係	4	7	富平、豊沼、焼山、吉野・宮城の沢・鶉、北光中央地区資源保全隊	農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下等を防止するため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。		昭和 31年度～	農業者等の共同作業による用排水路や農道等の維持管理及び植栽等による農村環境整備が円滑に実施され、農業・農村の多面的機能の維持に寄与した。	特になし。	4	3	4	4	○
104	有害鳥獣駆除等業務委託	農政課 農政係	4	8	北海道猟友会砂川支部会砂川部会	有資格者団体である北海道猟友会砂川支部会にエゾシカ等の駆除委託を行い、有害鳥獣による農産物被害防止を図る。		平成 11年度～	エゾシカ等の駆除により、農産物等の被害防止が図られた	駆除の担い手である猟友会会員の高齢化及び会員の減少	4	4	4	4	○
105	一の沢駐輪場維持管理	農政課 農政係	4	8	一の沢町内会	一の沢地区にある一の沢駐輪場の維持・管理を委託することにより、地域住民の地域活動の活性化に寄与する。		平成 19年度～	一の沢町内会により適正な維持管理業務が行われた。	町内会会員の高齢化や減少に伴い、業務の委託が困難となる懸念がある。	4	3	4	4	○
106	すながわ移住定住促進協議会	政策調整課 企画調整係	5	3	砂川市町内会連合会、(一社)砂川青年会議所、砂川市商工会議所青年部、砂川旅館組合、砂川観光協会、砂川市商店会連合会、すながわスイートロード協議会	移住定住促進事業の取り組みを中心に担い、移住希望者に対する情報提供やお試し暮らし利用者への支援を実施する。 協議会は、市内各団体からの代表と市職員(経済部、建設部)など20名で構成し、事務局を政策調整課としている。 情報宣伝部会、受入体制部会、生活支援部会の3部会体制とし、部会ごとに取り組みを進め、移住に対する情報宣伝活動、お越し暮らしのPR、お越し利用者との交流を中心に事業を実施している。		平成 18年度～	新型コロナウイルス感染症の影響で、協議会が書面会議で開催することとなったほか、事業自体は実施した一方、お越し暮らし利用者との交流会も開催できなかったなど、対面形式での協働は実施できなかった。 事業においては、遠方に住む移住希望者が自宅にいながら相談ができるよう、オンライン移住相談の予約を年間通して受け付ける体制を令和2年度から整えており、今後も継続していく。	今後もコロナ禍は続く予想されるため、道外からの利用者が大半を占めるお越し暮らし事業においては、感染予防を図りながら引き続き実施する必要がある。 また、コロナ禍でオンライン化が進んだことを踏まえ、オンラインを活用したPR事業の実施について検討していく必要がある。	3	3	3	3	-

107	砂川市内流雪溝管理運営	土木課 管理係	5	3	砂川市内流雪溝管理運営協議会	・砂川市内流雪溝管理運営協議会は、流雪溝を利用している各町内会の役員で構成し、会長は各町内会の輪番制としており、土木課が事務局を担当しております。協議会の事務は土木課で行い、役員の方には役員会の出席及び投雪時間の徹底を促す流雪溝だよりの配布及び投雪中の事故防止のための見廻りを実施しています。		昭和 57年度～	流雪溝を維持管理する上で必要な組織であり、流雪溝の安全な利用に対する認識を持ってもらうため、今後も活動が必要と考える。	今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、書面会議にて役員会を開催。流雪溝を維持管理していく上で必要な組織であるが、構成員が高齢化しており、次年度以降、目的意識や運営方針など検討を要する。	3	3	3	-	-
108	南1丁目線道路清掃ボランティア	土木課 管理係	5	3	砂川建設協会	・8月10日の「道の日」に合わせ、毎年8月第1土曜日に市道南1丁目線の東2線から道道戸別砂川線までの区間で雑草駆除、ゴミ拾い等について砂川建設協会の主催で道路清掃ボランティア活動を行っている。 ・道路清掃は、お盆の墓参りに来る方に気持ちよく道路を利用してもらうために実施している。	・本年度の参加者数は砂川建設協会62名、市役所25名の計88名であった。	平成 30年度～	お互いに快適な環境整備を図っていく認識をもつことができる。この事業に限らず、他のボランティア活動の推進が期待できる。	お互いに活動内容の評価と分析を行い、より効果的なボランティア活動の推進を図っていく。	3	4	4	2	-
109	街区公園維持管理	土木課 維持係	5	10	晴見町内会、石山団地町内会、空知太すみれ町内会、吉野第1町内会他(全11団体)	地域住民に親しまれる公園となるよう、町内会等に市が管理している街区公園の草刈り、清掃等の管理について協力を依頼し、その奉仕活動に対して面積に応じ謝礼を支出している。		平成 17年度～	H31年度より1団体の休止があったが、地域の状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた	住民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	5	○
110	砂川市道路愛護事業	土木課 維持係	5	10	空知太すみれ町内会道路愛護組合、空知太第1町内会道路愛護組合、空知太第5町内会道路愛護組合、一の沢町内会道路愛護組合、新町町内会道路愛護組合	地域住民や町内会により道路愛護組合を組織し、市道の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。 ※市内の他の13組合については、平成19年度より農政事業である「農地・水・環境保全管理支払交付金事業」に移行している。		昭和 46年度～	地域の状況に応じた対応ができ、維持管理費の軽減も図れた。	民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	4	○
111	砂川市河川愛護事業	土木課 維持係	5	10	宮下第1町内会河川愛護組合、宮下第2町内会河川愛護組合、袋地河川愛護組合、空知太第1河川愛護組合、石山川河川愛護組合	地域住民や町内会により河川愛護組合を組織し、河川の草刈り等を行っていただいております、その奉仕活動に対して報償を支出している。 ※市内の他の4組合については、平成19年度より農政事業である「農地・水・環境保全管理支払交付金事業」に移行している。		昭和 46年度～		民の高齢化等により、協力体制の人員確保について課題が残る。	5	3	5	4	○
112	緑化推進事業 (緑と花の祭典)	土木課 都市計画係	5	3 7	緑あふれる公園都市推進市民会議(砂川市町内会連合会他 全14団体)	昭和49年3月、「緑化基本計画」がまとまり市民とともに「10万本緑化作戦」が展開され、これを推進するために昭和49年8月に「緑あふれる公園都市推進市民会議」が発足、緑化に対する市民意識の高揚から「砂川市緑化条例」が制定され、さらに北海道で初めての「緑化都市宣言」が同年9月に宣言された。これを記念して、昭和50年、「市民会議」主催による第1回「緑と花の祭典」が開催され、歌謡ショーを除き、市民団体の発表や苗花の無料配布など市民主体となって行っている春の行事です。 祭典は、毎年5月第3日曜日に開催しております。今年度は新型コロナウイルス感染症のまん延のため昨年引き続き事業中止となりました。交付金の支出はありませんでした。		昭和 50年度～	新型コロナウイルス感染症のため事業中止としたため、成果は無い。	スタッフの高齢化や、人員不足へのフォロー。 祭典の活性化。 新型コロナウイルス感染症対策。	-	-	-	-	○
113	花いっぱい運動 (フラワーロード)	土木課 都市計画係	5	7 10	植樹樹植栽団体(南吉野団地町内会他 全19団体)、花の苗配布団体(全23箇所中配布市民団体は正和商店街他全10団体)	「花をともし緑化意識の高揚をはかり、美しい景観をもつまちづくりを進めるにあたり、地域活動やボランティア活動は地域活性化につながることから、市民参加による「花いっぱい運動」として、2つの事業を行っております。 ○植樹樹植栽事業 身近にある公共施設として道路の植樹樹に、町内会・子供会・老人クラブ等の任意団体によって、年間を通し「植栽・維持管理」を行って頂く事業です。平成13年事業開始当初に6団体(約400㎡)で実施されたが、令和3年度は19団体(約3,000㎡)で実施されています。 ○花の苗配布事業 公共施設、学校、商店街等に「花の苗」を配布し、施設周辺の緑化を主体とした事業です。花の苗配付は、昭和50年代前半から行われており、令和3年度は公共施設・学校・商店街等24カ所に植花されています。		平成 13年度～	農業者等の共同作業による用排水路や農道等の維持管理及び植栽等による農村環境整備が円滑に実施され、農業・農村の多面的機能の維持に寄与した。	特になし。	5	4	4	5	○

114	団地駐車場管理	建築住宅課 住宅係	5	8	各団地自治会、駐車場管理組合	団地駐車場について、入居者からの使用に関する問い合わせの対応、駐車場の巡回・日常点検及び清掃の実施など駐車場の管理に関して、それぞれの団地自治会、または駐車場管理組合に委託する。  管理区画数 R3委託料 市営住宅 653区画 2,093千円 改良住宅 649区画 2,080千円	平成 13年度～	花いっぱい運動を通じて、市民との協働は図られているが、植樹樹植栽については、高齢化による後継者問題等が続いている。3年度は面積が約205平方メートルの増加となり、全体面積も昨年を引き続き制度開始以来最大の面積を更新した。緑化推進運動が市民に理解され定着していると考えられる。	面積の増加や新規参加がある一方で、実施を取りやめる団体もある。地域の少子高齢化により、長期的には面積の縮小が考えられる。	5	3	5	5	-
115	団地集会所管理	建築住宅課 住宅係	5	8	各集会所管理運営協議会	団地集会所の管理について、地域住民の活発な自主活動に寄与するため、地元町内会、老人クラブ、団地自治会等で構成される管理運営協議会に各集会所の管理運営を委託する。運営経費については、集会所使用料等の収入で賄われており、施設の維持管理については、小破修繕を管理運営協議会が行い、それ以外の修繕は市が行っている。 (団地集会所) 東町団地集会所(昭和57年4月～) 宮川中央団地集会所(昭和58年10月～) (委託料) なし	昭和 57年度～	地元町内会などを中心とした管理運営協議会と集会所の管理運営に係る委託契約をしており、運営経費については、集会所使用料等の収入で賄い維持管理を円滑に行っている。	各集会所とも集会所使用による収入が減少していることと、高齢化により運営協議会の担当役員の担い手も不足してきており、運営が厳しいとの相談を受けている。今後、運営状況の改善へ向けた検討が必要。	5	-	5	5	-
116	公営住宅敷地内 草刈等作業奨励事業	建築住宅課 住宅係	5	10	各団地自治会	団地環境を維持する一環として、公営住宅等入居者で構成する自治会等が自主的に草刈作業を行う活動に対して、草刈機等を貸与するとともに奨励金を支払う。 (実施団体) (R3報償費) 三砂団地(市営D棟) 25千円 (平成20年度～) 宮川中央団地 160千円 (平成20年度～) 南吉野団地 100千円 (平成21年度～) 石山団地 100千円 (平成23年度～) 三砂ふれあい団地1号棟 50千円 (平成27年度～) 東町(東町団地) 40千円 (平成28年度～)	平成 20年度～	自治会が状況に応じて自主的に草刈りを行っており、それに対して機械貸与、奨励金を支払っているため、協働事業として効果的である	入居者の高齢化、共働き・母子世帯の増加により、草刈の参加者が減少しており、各団体とも一部の人に負担がかかっている状況。将来、草刈作業を継続できない可能性があるとの相談を受けている。	5	-	5	5	-
117	砂川住み替え支援協議会	建築住宅課 住生活支援係	5	3	砂川市町内会連合会、公益社団法人砂川市シルバー人材センター、砂川市地域包括支援センター、砂川市住み替え支援協議会委員	高齢者世帯と子育て世帯が居住する住宅の規模や世帯の規模・構成などから生じるミスマッチの解消に向けた住み替えがしやすい環境づくりを目指し、総合窓口を設け、利活用可能な住宅情報の収集・提供、住み替えや空き家の維持管理をサポートする仕組みづくりを進めている。	平成 13年度～	住み替え支援については、会員を幅広い職種で構成することにより、利活用が可能な住宅情報の収集や提供、相談者の状況に応じて必要な職種に繋ぐ支援体制が図られている。		5	5	4	4	○
118	自主事業の後援承認事務	総務課 庶務係	6	2	官公庁、公共的性格を有する団体、学校教育・社会教育を目的とする団体及び事業、教育・スポーツ・レクリエーションを行う団体、芸術・芸能・文化活動を行う団体、その他、公共的意義が認められる適切な団体	砂川市が行う各種事業の援護及び推薦・協賛名義(以下「援護等」という。)使用承認の取扱は、官公庁・公共的性格を有する団体等の実施する教育・文化・スポーツ等の事業について、主催するものから援護等の申し出があった場合は、事項の定めるところにより決定する。 但し、特定の政治活動・宗教活動及び営利事業を主たる目的とする団体及び事業は除外する。 承認団体及び事業の範囲として、後援等の承認については、事業を主催する団体に代表者・役員等がおかれ、規約・予算・事業計画等が明確であり、且つ継続的な事業が期待できる次のいずれかに該当する団体及び事業とする。 ① 官公庁 ② 公共的性格を有する団体 ③ 学校教育・社会教育を目的とする団体及び事業 ④ 教育・スポーツ・レクリエーションを行う団体及び事業 ⑤ 芸術・芸能・文化活動を行う団体及び事業 ⑥ その他、公共的意義が認められる適切な団体及び事業であること。	平成 18年度～	市として後援という形で事業実施を支援することで、事業の公共性が増し、事業に対する信頼度は高いと考えられる。	事業手続きは、速やかに行っており、担当課での調整も図られ、今後も継続して協力していくことから、現状での課題は特になく考えられる。	3	3	4	4	-

119	砂川市行政改革推進委員会	総務課 職員係	6	4	砂川市社会福祉協議会、砂川商工会議所、学識経験者、他市長が必要と認めた者、公募(2名)	市長の諮問に応じ、社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向けた計画的な行財政改革の推進について調査及び審議する。委員構成は条例で「9人以内」と規定されており、平成11年度当初から市民にも負担を求める内容を審議いただくために、学識経験者(市議会部門、教育部門、人権擁護委員)、公的団体の代表者(社会福祉協議会、商工会議所)、市長が必要と認めた者(農業委員会会長、地区連合会会長)のほか、一般公募枠も取り入れて、幅広く各層から意見を求められるように任期を2年と定め委嘱している。		平成 11年度～	令和3年度については、市長からの諮問事項がなかったため未開催となった。	特になし。	-	-	-	-	-
120	地域活動交流研修事業	総務課 職員係	6	10	(一社)砂川青年会議所、北海道義士会、砂川餅つき保存会	市職員が庁舎外において、市民・各種団体と行動を共にし、市民が今感じていることや行政に求めていることを直接感じ、市民の視点に立った政策の立案能力の向上と市民に理解される施策の実現を図る。	【派遣実績】砂川青年会議所賛助会員(新型コロナウイルス感染拡大防止により予定していた緑と花の祭典、北海道義士祭、街頭餅つき、令和2年度から新規派遣の夏の3大お祭り広場イベント派遣が中止となった)	平成 23年度～	研修を通じ、職員が多くの刺激を得て、民間の意識を直接知ることができたことは今後の業務に活かされるものと考えられる。また、人脈の形成にも大いに役立っている。	コロナ禍により、事業自体が実施されず参加できていない。	5	-	5	5	-
121	砂川市新年交礼会	市長公室課 秘書係	6	1	砂川商工会議所、砂川建設協会	市民が一同に会し、年頭の挨拶をするとともに新年をお祝いする会を、市、商工会議所、建設協会の三者で合同開催している。	直近では令和4年1月5日に開催し183人が参加した。	平成 12年度～	交礼会を開催することにより、関連団体との相互理解を深め、信頼関係を築く一助とすることができた。	式次第、役割分担の一部見直し	5	5	5	5	○
122	町内会連合会と市理事者との懇談会	市長公室課 協働推進係	6	5	砂川市町内会連合会	各町内会が抱える課題の解消に向け、町内会連合会と市理事者が懇談を行い意見交換を行う。町内会連合会から寄せられる要望事項について、所管部長が懇談形式で意見交換を行うことにより、市民ニーズの把握と迅速な対応が可能となり、市民との協働を促進し円滑な行政運営を進めることができる。	令和3年度は、11月9日に実施し、道路関係、環境衛生関係、交通安全関係、その他の5分野79件の要望事項について懇談を実施した。	平成 13年度～	地域の抱える諸問題を町内会単位で集約し、所管課と共通認識を持つことで一定の成果を得ることが出来ている。	特になし。	5	5	5	5	○
123	協働のまちづくり懇談会	市長公室課 協働推進係	6	5	-	協働の担い手となる、市民、町内会、市民活動団体等と市長が懇談を行い、現状や課題、連携や協力のあり方等について意見交換をすることで、相互理解を図り、課題の解決策などを検討する。	※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を中止した。	平成 23年度～	実施なし。	特になし。	-	-	-	-	-
124	地域コミュニティ活動支援事業	市長公室課 協働推進係	6	7	町内会連合会に加盟している86町内会	地域コミュニティの充実・強化を図り、市民と市との協働のまちづくりを推進することを目的に、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対し補助する。 ※ 補助対象事業 (1)福祉又は健康に係る事業 (2)地域交流に係る事業 (3)防災又は防犯に係る事業 (4)環境美化に係る事業 (5)広報又は調査に係る事業 (6)研修又は学習に係る事業 (7)自主防災組織の設立に係る事業 (8)コミュニティ施設の維持管理に係る事業 (9)その他、地域コミュニティの形成に資すると認められる事業 ※ 補助金は町内会の加入世帯数に応じた「基準制」と事業費に応じた「事業制」と自主防災組織を設立する町内会を対象とした「自主防災組織設立支援制」を合算して交付する。 ・基準制 5,000円から50,000円までの8ランク	※ R3年度当初予算額 4,317千円(86町内会中82町内会が申請中)	平成 25年度～	今年度は82町内会からの申請があり、申請時や精算時などに各町内会の役員と直接懇談し、事業の実施状況や協議事項などを聴取しており、事業目的である地域コミュニティの活性化に対して着実に効果を発している状況を確認している。	今年度は、各町内会にアンケートを実施し、申請時の簡素化等の検討課題が挙げられたので、具体的な改善方法の検討を行っていく。	5	5	5	5	-

125	町内会連合会運営補助	市長公室課協働推進係	6	7	砂川市町内会連合会	町内会相互の連帯を密にして親睦と融和を図り、もって町内会会員の福祉向上に努め、明朗で健全なまちづくりに寄与する町内会連合会の運営に係る経費の一部を補助する。		昭和38年度～	連合会の運営を補助することで、市と各町内会の連携がよりスムーズになっている。	特になし。	5	5	5	5	-
126	会館建設等補助事業	市長公室課協働推進係	6	7	会館又は集会所を建設しようとする町内で組織する団体	地域住民のコミュニティ活動を図る場を確保するため、会館又は集会所の建築及び増築、更には施設の長寿命化を図ることを目的に補助金を交付する。会館又は集会所を建設(新築・改築・増築・修繕・模様替え、水洗便所への改造)もしくは消防用設備等の点検を実施しようとする町内で組織する団体は、建設等予定年の前年11月30日までに補助金交付申請書を市へ提出し、その申請により基準に該当したときは限度額の範囲内で2/3以内を補助。ただし、消防用設備等の点検については、全額を補助。また、人口減少や地域住民の高齢化などから、施設の老朽化により、やむを得ず会館の廃止(解体)を検討している町内会もあるため、会館又は集会所のものを維持していくことが困難な当該町内会に対して、令和2年度より解体について全額補助対象とした。		昭和44年度～	連合会の運営を補助することで、市と各町内会の連携がよりスムーズになっている。	特になし。	5	5	5	5	○
127	広報委員制度	市長公室課広報広聴係	6	10	砂川市広報委員	現在、広報すながわは市内の全世帯に配布しているが、その配布作業には広報委員があたっている。配布作業は、市内を63の広報区に分け、各広報区に広報委員を置き、広報すながわの発行日の2日前に職員が各広報委員の自宅に広報すながわを配布する。広報委員は自宅に届いた広報すながわをおよそ3日以内に担当する広報区内の全世帯に配布する。この作業を月に2回行っている。広報委員は規則により、その身分を非常勤の嘱託職員と定められ、配布世帯数に応じた報償費が支払われている。広報委員は、広報すながわを全世帯に配布することにより、行政と市民をつなぐ重要な懸け橋役を担っている。		昭和34年度～	広報紙の各戸への配布作業を広報委員が担うことにより、滞りなく配布作業が完了した。	広報委員の高齢化が進んでおり、後任委員の人选が課題である。	4	-	5	4	-
128	まちづくり出前講座	市長公室課広報広聴係	6	6	砂川高校 他	申し込み団体からの申請に基づき、各課の管理職員等が講師として直接出向き、市民が知りたい情報を提供することで市民と情報を共有する。また、顔が見える行政サービスを行うことにより相互理解の深化、さらには説明責任を果たすための職員自身の研鑽・資質の向上を図り、市民参加によるまちづくりを推進することを目的として平成14年度から実施している。		平成14年度～	アンケートの結果で「理解を深めることができた」とする好感触な意見が多かったことは、多少の成果があったものと理解している。コロナ禍であり、開催数を中止または延期することになり回数は少なくなったが、老人クラブや学校で講座を開催するなど一定程度、行政の取り組みについて広めることが出来た。	広報紙やアンケート用紙の表示を工夫し、出前講座を受講することが協働のまちづくりの取り組みの一つであることを理解してもらう必要がある。	4	4	4	5	-
129	北吉野コミュニティセンター管理運営	農政課農政係	6	9	砂川市北吉野コミュニティセンター運営協議会	地元住民及び町内会等により組織された運営協議会に施設を管理させることにより、地域住民の自主活動の活発化に寄与する。		平成18年度～	指定管理者制度を活用して施設を管理運営することにより、地域住民による主体的な管理運営が可能になり、施設の有効利用やコミュニティの醸成が図られた。	利用の促進策や施設修繕等について協議をし、双方の役割を果たしていく必要がある。	4	3	4	4	○
130	砂川市明るい選挙推進委員会	選挙管理委員会	6	3	砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、新砂川農協女性部、砂川市町内会連合会、砂川市防犯協会他(全13団体)	本委員会は、選挙時の投票参加及び市民の政治意識の向上等を図るための啓発活動を主な目的としている。令和3年度については、10月31日に第49回衆議院議員総選挙が執行されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止徹底のため、例年実施している総会及び市内商業施設前での啓発活動を中止している。(活動内容が啓発物品を不特定多数の市民の方に直接配布するため感染リスクを考慮)		昭和39年度～	令和3年度は、衆議院議員総選挙が執行されたが、新型コロナウイルスの影響により活動は行っていないかった。	終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限された状況では従来どおりの活動方法では、成果があげられないため、書面総会の開催や他の啓発方法等も検討しなければいけないことが課題である。	-	-	-	-	-
131	コミュニティセンター管理運営	市民生活課生活交通係	2	9	そらっぷセンター運営委員会、東地区コミュニティセンター管理運営協議会、南地区コミュニティセンター運営委員会	砂川市が設置する北地区・東地区・南地区コミュニティセンターの管理・運営について、地域住民が自主的に活動し、住民相互の交流の場として、また市民活動の促進を図ることを目的として、⑤に記載の団体をそれぞれ指定管理者として指定している。指定を受けた団体は、市との協定に基づき、各コミュニティセンターの維持管理、使用許可、料金徴収等を行っている。	⑦ 事業実施期間について委託開始は次のとおり。指定管理者は3施設とも平成18年4月より。・北コミ H14.12 ・東コミ H15.4 ・南コミ H17.9	平成4年度～	指定管理者制度を活用してコミュニティセンターを管理運営したことにより、地域住民による主体的かつ柔軟な管理運営が可能となり、施設の有効利用や地域コミュニティの醸成が図られた。	コミュニティセンターのさらなる利用促進策や施設管理について、今後も運営協議会等指定管理者と市とが協議して双方の役割を果たしていく必要がある。	-	-	4	4	○

【法に基づき設置している委員会等】

No.	事業(活動)の名称	担当部署	分野	形態	関係団体の名称	事業(活動)の概要	備考	事業実施期間	協働事業の成果	協働事業の検討課題	点				双方
											①	②	③	④	
1	砂川市国民健康保険運営協議会	市民生活課 保険係	1	4	—	<p>運営協議会は、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため保険財政に関する事項について審議する諮問機関であり、国民健康保険法第11条に基づき設置されている。</p> <p>具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方法、保険給付の種類及び内容の変更等に関する事項について協議をしている。</p> <p>砂川市国民健康保険運営協議会は現在以下の委員で構成されており、例年2回の定例会に加え、必要に応じ臨時協議会を開催している。</p> <p>【委員構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号委員(被保険者を代表する委員) 3名</li> <li>・2号委員(医師又は薬剤師を代表する委員) 3名</li> <li>・3号委員(公益を代表する委員) 3名 合計9名</li> </ul> <p>※公益を代表する委員(令和3年度)</p> <p>砂川市社会福祉協議会、砂川商工会議所、砂川福祉会</p>	【委員構成】 1号委員(被保険者を代表とする委員)3名 2号委員(医師又は薬剤師を代表とする委員)3名 3号委員(公益を代表する委員)3名 ※公益を代表する委員: 砂川市社会福祉協議会、砂川商工会議所、砂川福祉会	昭和32年度～	国民健康保険に関する事項として保険税の賦課、給付、会計予算等の諮問及び協議により、円滑な事業運営が図られた。	特になし。	-	-	-	-	-
2	砂川市要保護児童対策地域協議会	社会福祉課 子育て支援係	1	4	<p>北海道岩見沢児童相談所、北海道滝川保健所、札幌法務局滝川支局、滝川警察署、空知医師会砂川部会、滝川人権擁護委員協議会、砂川市社会福祉協議会、砂川市民生児童委員協議会、砂川天使幼稚園、砂川市校長会、砂川市立病院、砂川市教育委員会、砂川市市民部、砂川市保健福祉部</p>	<p>児童虐待など複雑化・多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置しているもの。</p> <p>代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、それら児童の保護者、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に関する情報の交換や支援の内容に関する協議等を行っている。</p>		平成17年度～	要保護児童に関し、関係機関が相互の連携を図るとともに、ケース検討会議を通じ、課題について情報を共有し支援することができた。また、代表者会議を通して、各団体の虐待に関する対応について理解を得ることができた。	虐待等で対応が必要な場合にケース検討会議を実施するが、情報交換及び今後の対応策について検討し支援していくことから、当初から計画的に行うことは難しい。	5	-	5	5	-
3	砂川市民生児童委員協議会	社会福祉課 社会福祉係	1	4 7	砂川市民生児童委員協議会	<p>各町内会長から推薦され、厚生労働大臣より委嘱された54名の民生委員児童委員、3名の主任児童委員により構成され、任期は3年である。</p> <p>高齢者、障害者、児童母子、生活困窮者などへの見守り、訪問、相談及び必要な支援を行い、地域住民の実態を把握し、行政機関への業務協力を行っている。</p> <p>民生委員法の規定に基づき協議会が設置されており、任務の遂行及び円滑な運営を図るために補助金を交付している。</p> <p>社会福祉課が事務局となっている。</p>		昭和37年度～	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、定例会、研修会の書面開催や各種事業の中止、要支援者宅への訪問を控えざるを得ないなど活動が制限されたが、今後とも事務局として市が運営に関わるとともに、活動費補助金を交付することで、地域での福祉活動を支援し、地域福祉を支える人材と組織の育成を推進することに寄与した。	新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業の実施や要支援者宅への訪問、研修会等への参加が難しい状況となっている。また、委員の高齢化や成り手不足も深刻であることから、令和4年度に控える一斉改選においては、市が委員の選出に積極的に関わっていく必要がある。	3	-	5	4	-

4	砂川市障害者地域自立支援協議会	社会福祉課 社会福祉係	1	7	社会福祉協議会、民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、滝川保健所、滝川公共職業安定所、地域生活支援センターばぼろ、特定非営利活動法人つむぎの家、砂川希望学院、北海道障害者職業能力開発校、空知医師会砂川部会	障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するために、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健、医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体、学識経験者などの関係者により組織する協議会である。		平成 23年度～	令和3年度については協議会での協議が必要と思われる事案がなかったことから、協議会を開催していない。	令和4年度においては、第4次障害者計画の策定協議のための開催を予定しているが、長期的な検討課題としては、障がい者のニーズが多様化している状況を踏まえ、実務担当者レベルによる部会の設置等についても検討していく必要がある。	-	-	-	-	-
5	砂川市高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会	介護福祉課 高齢者支援係	2	10	滝川地域保健室滝川保健所、札幌法務局滝川支店、札幌方面滝川警察署、砂川市立病院認知症疾患医療センター、砂川社会福祉協議会、砂川医師会砂川部会、北海道薬剤師会北空知支部砂川部会、社会福祉法人砂川福祉会、滝川人権擁護委員協議会、砂川民生児童委員連絡協議会、砂川市町内会連合会、砂川市老人クラブ連合会、北海道障害者職業能力開発校、滝川公共職業安定所、砂川身体障害者福祉協会、社会福祉法人札幌緑化会砂川希望学院、市内障害者支援及び介護関係事業所	高齢者及び障害者の虐待が複雑かつ多様化する中、諸問題の解決や未然防止に迅速・的確に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、協議会を設置し、関係機関との事例などの情報連携を含め協議を行っている。 なお、当初は高齢者・障害者それぞれで協議体を設置してしたが、情報や対応方法等の共有・連携を図り効果・効率的な事業推進に向け平成26年度に統合している。		平成 22年度～	実際の虐待(相談)事案における協議・確認などから、事態の早期鎮静化及び未然防止など適正な対処法が導かれるなど、有効な組織として機能している。令和3年度は、新型コロナウイルス対策で書面会議とした。	介護事業所・福祉施設等の職員における、虐待行為に対する認識と未然防止に係る理解について若干、希薄な部分も見受けられるため、連絡協議会を通じて啓発等、徹底を図る必要がある。	-	4	5	4	-
6	砂川市固定資産評価審査委員会	税務課 資産税係	6	4	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条に基づき設置している。</li> <li>・委員は当市の住民で市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て3名の委員を選任しており、任期は3年である。</li> <li>・委員【加藤直之(北海道三井化学㈱)、猪本秀幸(農業)、佐藤進(市職員OB)】</li> <li>・委員会書記(2名)【農政課長、建築住宅課副審議監(建築指導係長)】</li> <li>・不服申し立てが無ければ年1回開催し、固定資産課税状況等について説明する。</li> <li>・委員会には、委員、委員会書記の他、固定資産評価員(市民部長)、固定資産評価補助員(税務課長、資産税係)</li> </ul>		昭和 26年度～	固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者からの不服申出を審査決定するため、地方税法に基づき設置された第三者機関であることから、協働事業として成果を評価することは不適當である。	特になし。	-	-	-	-	-